第2編 施策の推進

I. 健康で生きがいをもった暮らしを

第1章 高齢者が生きがいをもって活動していける社会づくり

章の 自標 高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができる環境づくりを進め、高 齢になっても生きがいを持って健やかに暮らすことのできる「人生二毛作社会・生涯現役社会」 と「しあわせ健康県」の実現を目指します。

第1節 「人生二毛作社会・生涯現役社会」の実現

現状と課題

- 長野県長寿社会開発センターに配置された || 名のシニア活動推進コーディネーターの働きかけにより、高齢者の活躍の場を広げる取組が県内各地で展開され、人生二毛作社会の実現に向けて成果が表れています。
- 生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれる中、更に積極的な高齢者の社会参加と地域の支え手としての活躍が期待されており、65歳以上の高齢者の有業率が上昇しています(平成 29 年度(2017年度)就業構造基本調査)。
- 「令和元年度(2019年度)高齢者生活・介護に関する実態調査」における「高齢者の地域づくりへの参加意向」については、社会参加活動に参加していない方が8割以上を占めているものの、5割以上の参加意向があることから、高齢者の活躍の場を更に掘り起こし、高齢者の社会参加意欲を具体的な活動に結びつけていく必要があります。
- 高齢者個人の特性や希望にあった就労的活動をコーディネートする人材(就労的活動支援コーディネー ター)が市町村に配置されることとなり、全県にわたって役割がある形で、高齢者の社会参加等が促 進されることが必要です。

【施策の方向性】

◆普及・啓発

- 元気な高齢者が「支える側」として社会参加しやすい環境づくりを進めるため、高齢者自身も含めた社会全体の意識の醸成を図ります。
- 人生二毛作社会の認知度と高齢者に対する理解を深めるために、若い世代に対する普及啓発を行います。

◆関係機関との連携

- シニア活動推進コーディネーターが、広域的かつ多様な主体と連携することで、地域の実情や課題 を共有し、地域課題に応じる相談窓口機能の強化を図ります。退職したシニアや孤立した元気高齢 者等が身近な場所で活躍できる居場所づくりを支援します。
- ・県シルバー人材センター連合会が行う就業先の開拓や会員の拡大などの活動への支援を通じて、高 齢者の多様な就業機会を確保し、生きがいの場の提供及び健康の維持・増進を図ります。

◆人材育成

- 長野県長寿社会開発センターが運営するシニア大学の講座を通して、社会参加に向けた意識づけを 行い、高齢者の社会参加を促進します。
- •人生二毛作社会づくりを加速化するため、意欲ある高齢者に対して、活躍の場を支援します。
- ・地域特産品づくりなど就労的活動による高齢者の社会参加の促進を図るため、就労的活動支援コーディネーターを養成します。

◆地域活動への支援

シニア大学の講座や信州ねんりんピックの開催、全国健康福祉祭への選手派遣など、高齢者の活躍の場を広げる活動や、老人クラブの地域における活動への支援を通じて、高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加の促進を図ります。

【主な事業】

施策	主な事業
普及・啓発	• 人生二毛作社会推進事業
関係機関との連携	• 人生二毛作社会推進事業
国际版用との建场	• 県シルバー人材センター連合会事業
	• 長野県長寿社会開発センター運営事業
人材育成	• 人生二毛作社会推進事業
	• 生活支援体制整備事業構築推進事業
地域活動への支援	• 公益財団法人長野県長寿社会開発センター運営事業
地域位到100又该	• 高齡者地域福祉推進事業

指標名	現状			目標
1日1示10	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
生きがいを感じている高齢者(元気高齢 者)の割合(%)	-	60.1	-	増加
65 歳以上の高齢者の有業率(%)	30.4		-	増加
65 歳以上高齢者の月l回以上ボラン ティアへの参加率(%)	-	8.4	-	増加

第2節 健康づくりの総合的な推進

現状と課題

- 健康づくりのために運動や食生活に関する取組を行っている者の割合は増加傾向にあります。
- 平成26年度(2014年度)にスタートした健康づくり県民運動「信州ACE(エース)プロジェクト」のさらなる展開により、健康づくりに取り組む人の裾野を広げる必要があります。特に、40~60代で健康づくりに取り組む人の割合が低いことから、企業における健康づくりの推進が重要です。
- 65~79歳の | 日あたり平均歩数は男性が増加傾向、女性は減少傾向でありますが、第7期計画時の 目標(男性 6,256 歩、女性 5,763 歩)は達成できていません。引き続き、運動習慣の定着に向けた 支援が必要です。
- 40~74歳の高血圧及び正常高値血圧・高値血圧の者の割合は、男性 70.5%、女性 49.4%で、第7 期計画時の目標(男性 61.5%、女性 42.3%)は達成できていません。引き続き、栄養・食生活、身 体活動・運動、禁煙などの生活習慣改善対策の総合的な実施が必要です。
- フレイル対策や介護予防をより一層進めるにあたり、令和2年度(2020年度)より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組が始まり、国は令和6年度(2024年度)までにすべての市町村において一体的な実施を展開するとしています。令和2年度(2020年度)では17市町村が実施しています。令和6年度(2024年度)までにすべての市町村が実施できるように取組が必要です。

【施策の方向性】

◆信州 ACE(エース)プロジェクトの推進

- ・健診データの分析を通じた地域の健康課題の見える化により、市町村での的確な保健事業の実施への支援を行います。
- ICT を活用した県民参加型の運動施策の展開により、働き盛り世代の健康づくりを促進します。
- オリジナル体操(ご当地体操)の実施やウォーキングコースの紹介などにより、県民の運動習慣の 定着を促進します。
- ・県民が適正な食事量を選択する食環境を整えるため、飲食店・スーパー・コンビニエンスストア等に対して健康に配慮したメニュー(弁当)などの提供ができるよう相談・支援を行います。
- ・関係機関・団体、食育ボランティア等と連携し、バランスの取れた食生活に関する普及啓発を行います。
- 健康経営に実際に取り組んだ企業の取組とその成果を県内企業へ普及することにより、健康経営優 良法人を拡大します。

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、研修や好事例の横展開等を進め、令和6年度(2024年度)までにすべての市町村が展開できるよう支援します。

【エるず末】				
施策	主な事業			
	• 医療費適正化推進事業国民健康保険市町村支援事業信州 ACE(エース)プロ			
	ジェクト普及・発信事業			
信州 ACE (エース)	• 健康に配慮した食環境整備事業			
プロジェクトの推進	• ライフステージ別課題に応じた生活習慣等改善事業			
	• 働き盛りの健康づくり支援事業			
高齢者の保健事業と				
介護予防の一体的実	 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に係る研修会 			
施				

【主な事業】

	現状			目標
指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
健康寿命_日常生活に制限のない期間の 平均_男性(年)	72.11 (H28)	-	-	延伸 平均寿命との差の 縮小
健康寿命_日常生活に制限のない期間の 平均_女性(年)	74.72 (H28)	-	-	延伸 平均寿命との差の 縮小
健康寿命_自分が健康であると自覚して いる期間の平均_男性(年)	72.25 (H28)	-	-	延伸 平均寿命との差の 縮小
健康寿命_自分が健康であると自覚して いる期間の平均_女性(年)	75.59 (H28)	-	-	延伸 平均寿命との差の 縮小
健康寿命_日常生活動作が自立している 期間の平均_男性(年)	81.0	-	-	延伸 平均寿命との差の 縮小
健康寿命_日常生活動作が自立している 期間の平均_女性(年)	84.9	-	-	延伸 平均寿命との差の 縮小
高血圧者及び正常高値血圧・高値血圧の 者の割合[40~74 歳]_男性(%)	-	70.4	-	55
高血圧者及び正常高値血圧・高値血圧の 者の割合[40~74 歳]_女性(%)	-	49.4	-	35
メタボリックシンドロームが強く疑われ る者・予備群の割合 [40~74 歳] _男性 (%)	-	40.3	-	40.0
メタボリックシンドロームが強く疑われ る者・予備群の割合 [40~74 歳] _女性 (%)	-	9.9	-	減少
日の平均歩数[65~79 歳]_男性(歩)	-	6,136	-	7,000
日の平均歩数[65~79 歳]_女性(歩)	-	5,262	-	6,000
健康づくりのために運動や食生活に関す る取組を行っている者の割合_運動(%)	71.3	71.5	-	72.0
健康づくりのために運動や食生活に関す る取組を行っている者の割合_食生活(%)	84.3	88.2	-	増加
(参考指標)平均寿命_男性(年)	81.75 (H27)	-		延伸
(参考指標)平均寿命_女性(年)	87.675 (H27)	-		延伸

第2章 高齢者が健康でいきいき暮らせる地域づくり

(介護予防・フレイル対策の推進)

章の 目標 県民一人ひとりが主体的にフレイル(健康と要介護状態の中間の状態)の予防に取り組むと ともに、フレイルサイクルに陥るおそれが生じた時などには早期に適切な支援を行うなど、何 歳になっても元気に生活していける長寿社会を目指します。

第 | 節 フレイル対策の総合的な推進

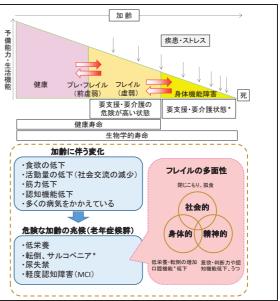
現状と課題

- フレイルとは「要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味する。」と日本老年医学会により定義されています。
- 「令和元年度(2019年度)高齢者生活・介護に関する実態調査」で居宅要支援・要介護認定者の 介護・介助が必要になった主な原因を聞いたところ、「高齢による衰弱」が26.5%を占めており、 フレイル対策が重要であることがわかりました。
- フレイルは、運動器機能の低下や口腔機能の低下に伴う低栄養などの身体的要因、認知機能の低下 やうつなどの精神・心理的要因、閉じこもりや孤食などの社会的要因が合わさることによって起こ ります。また、糖尿病や心血管疾患などの生活習慣病等の重症化予防がフレイルの進行防止につな がるとされています。
- フレイルについては、県民に対してその内容や対応方法等についての知識の普及が必要となります。
 そのため、市町村や保健・医療関係機関との連携強化と、フレイルに関する専門職等の人材育成を
 行っていくことが必要となります。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的実施に伴い、後期高齢者の健康診査時にフレイル質 問票等を活用した適切なアセスメントを行い、フレイルが顕著化しつつある高齢者を早期に発見し、 介護予防のための教室や通いの場への参加勧奨を行うこととされております。

▼高齢者の虚弱(フレイル)について

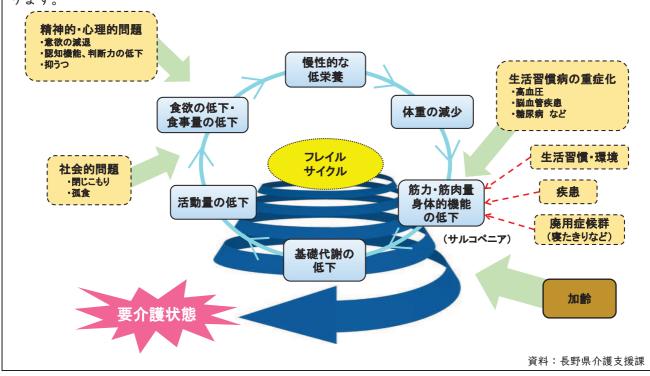
「フレイル」とは 加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が 低下した状態です。 フレイルの時期に、適切な介入・支援を行うことにより、 生活機能を維持向上できる可能性があります。

資料:経済財政諮問会議塩崎大臣提出資料(「中長期的視点に立った社会保障 政策の展開」、東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢「フレイル予防ハンド ブック」、葛谷雅文「老年医学における Sarcopenia&Frailty の重要性」(日本 老年医学会雑誌 46(4):279-285 2009)をもとに編集



▼フレイルサイクルのイメージ

例えば、高齢者が家に閉じこもりがちになると、活動量が低下することから、食欲がなくなって慢性 的な低栄養状態になり、更には体重の減少、サルコペニア(筋肉減少症)につながっていくなど、悪循 環へ陥ります。また、生活習慣病(高血圧・脳血管疾患・糖尿病など)の重症化による影響もあるため、 適切な介入によって断ち切らないと、フレイルサイクルを繰り返して要介護状態になる可能性が高くな ります。



◆普及・啓発

フレイルを意識した健康維持のための取組が地域全体で進むよう、フレイルの概念と対策の重要性について、地域住民に対して普及啓発を行います。

◆人材育成

•フレイルに関する専門職等の資質の向上を図ります。

◆早期発見・効果的介入のための市町村支援

後期高齢者が健康診査を受診した際のフレイル質問票等による健康状態の把握と適切なアセスメントの実施や、健康診査未受診者等の健康状態が不明な高齢者に対するアウトリーチ支援など、効果的・効率的な介入や支援方法の習得、先進事例を含めた研修等により、市町村の取組みが総合的に推進できるよう支援します。

【主な事業】

施策	主な事業
普及・啓発	• フレイル予防総合推進事業
人材育成	• フレイル予防総合推進事業
早期発見・効果的介 入のための市町村支 援	 フレイル予防総合推進事業 介護予防市町村モデル事業

指標名	現状			目標
5日1示 7 0	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
要介護(要支援)認定率の全国順位(低 い順)(位)	2	2	-	上位
(参考指標)介護・介助が必要になった 主な原因のうち「高齢による衰弱」の割 合(%)	-	26.7	-	-
(参考指標)フレイルを認知している県 民の割合(%)	-	24.5	-	増加

第2節 低栄養対策の推進

現状と課題

- フレイルサイクルに陥る要因の一つである低栄養の改善により、筋力の減少の防止を図ることができます。
- 65歳以上の女性において低栄養傾向の者が増加傾向にあり、特に75歳以上(後期高齢者)では、 低栄養対策が重要であることから、低栄養予防のための県民への普及啓発及び保健指導の実施が必 要です。また、口腔周囲の筋肉や活力が衰え、歯や口の機能が虚弱になるオーラルフレイルは、摂 食嚥下機能障がいの原因となることから、栄養状態を維持するためのオーラルフレイル対策の取組 が求められています。
- 80歳(年齢区分 75歳~ 84歳)で自分の歯を20本以上有する人の割合は6年前より増加していますが、一生涯自分の歯で食事ができるよう、青年期・成人期からの定期的歯科健診(検診)受診率の向上を図ることが必要です。

【施策の方向性】

◆低栄養対策

- ・関係機関と連携して、高齢者の低栄養予防の重要性についての周知・啓発を図り、フレイルの予防 に努めます。
- 高齢期の低栄養予防の取組について、保健事業に係る関係者への研修等により推進します。
- 低栄養など高齢者が抱える食事や栄養の課題について専門的な助言ができるよう、地域ケア会議への管理栄養士・栄養士の参画を支援します。
- 経口摂取を維持し低栄
- ・養状態に陥ることがないよう、オーラルフレイルについて、フレイル対策と連動し、多職種や地域
 人材等を参集した研修の実施等による普及啓発を図ります。

◆歯科口腔保健対策

- ・歯科ロ腔保健の重要性について、関係機関・団体と連携して普及啓発を強化する取組を実施します。
- オーラルフレイルの早期予防のため、健康づくり県民運動「信州 ACE (エース)プロジェクト」と 連動し、すべてのライフステージにおけるかかりつけ歯科医の定期的歯科健診(検診)を推進しま す。
- 介護予防に資する地域ケア会議に参加する関係者が、口腔機能の維持向上の重要性等を理解するため、歯科医師や歯科衛生士を派遣する等、市町村や地域包括支援センターの人材育成を支援します。

施策	主な事業
	• フレイル予防総合推進事業
低栄養対策	• 地域保健関係職員研修事業
	• 市町村歯科保健担当者研修事業
	• オーラルフレイル対策推進事業(人材育成事業、オーラルフレイル対策市町村
步动口际促进社会	支援事業)
歯科口腔保健対策	• 長野県歯科保健推進センター設置推進事業
	• 地域ケア会議サポート事業

【主な事業】

指標名	現状			目標
1日1示 10	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
低栄養傾向(BMI20 以下)の高齢者の割 合[高齢者(65 歳以上)]_男性(%)	-	9.5	-	維持
低栄養傾向(BMI20 以下)の高齢者の割 合[高齢者(65歳以上)]_女性(%)	-	26.4	-	22
80歳(年齢区分 75歳~84歳)で自分 の歯を 20本以上有する人の割合(%)	41.3 (H28)	-	-	50
60 歳以上で何でも噛んで食べることが できる人の割合(%)		67.3		67.6 以上

第3節 介護予防の推進と地域のつながりの促進

現状と課題

- 高齢期になり、筋力の減少等により体力が低下すると、食欲も低下し、慢性的な低栄養の状態になり、 フレイルサイクルに陥ります。そのため、高齢者一人ひとりが筋力の維持を図る取組を積極的に行う ことが重要です。また、高齢期になり、外出機会の減少などにより社会との接点が少なくなると、う つ状態になりやすく、フレイルサイクルに陥る可能性が高くなり、体力の低下防止に加えて地域のつ ながりを促進する取組が求められています。高齢者のフレイル状態を確認し、早期発見、早期取組に 繋がるよう、チェックリスト等を活用し、確認する取組が重要です。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を活用した介護予防の推進に向け、地域資源を活用し、多様なサービスの展開を図る必要があります。より有効な介護予防につながるサービス提供プランを作成するため、「介護予防ケアマネジメント」の充実が求められています。
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向け、就労的活動による高齢者の社会参加の促進が重要であることから、令和2年度(2020年度)より、市町村に就労的活動支援コーディネーターを配置できるとされました。
- 介護予防につながる運動機能や認知機能等の低下を防ぎ、地域とのつながりが維持できるような、住民主体の通い場が必要とされています。また、通いの場の内容が充実することで、参加する高齢者が増えるような地域づくりが求められます。通いの場の実施状況を把握し、PDCA サイクルに沿った取組を推進することが必要です。
- 感染症が流行した際、外出自粛など身体活動量の減少や地域とのつながりの場の休止により、閉じこもりになりやすく、フレイルや認知症の予防対策が重要になります。

【施策の方向性】

◆市町村支援

- 効果的な介護予防事業の推進にむけ、PDCA サイクルに沿った取組みが展開されるよう、フレイル や介護予防に関する知識や技術を習得するための研修会の開催と、研究機関と連携して介護予防の 効果の検証(評価)が行えるよう検討を進め、市町村職員の資質向上を図ります。
- フレイル高齢者の早期発見の取組の推進に向け、好事例の横展開などを行います。
- 効果的な体力の低下防止や地域とのつながりの維持、認知症予防のために高齢者が集える「住民運営による通いの場」の増加を図るためアドバイザーの派遣を行うとともに、取組内容の改善に向けたアドバイスなど効果的・効率的な支援を行うためリハビリテーション専門職の派遣等により「通いの場」の充実を図ります。
- 介護予防や地域のつながりの促進に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターの資質向上や取組事例の共有等を行います。
- 自立に必要なサービスの提供をするため、研修を通じて、「介護予防ケアマネジメント」の充実を図ります。
- ・就労的活動支援コーディネーターの資質向上や活動促進を図るため、研修等を通じて地域で活動する際の参考となるような実践事例の提供等を行います。
- 感染症流行期においても、高齢者が安心して介護予防に取り組めるよう、介護予防教室等の介護予防事業の推進に向けて、実践事例など各自治体の取組の情報提供などを行います。

施策	主な事業		
	• 介護予防等推進研修事業		
市町村支援	• 介護予防推進モデル事業		
	• 生活支援体制整備事業構築推進事業		
	• 地域包括ケア推進研修		
	 住民主体の通いの場等推進支援事業 		

指標名			現状		目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
住民運営による通いの場の数(か所)		2,219	2,788	-	4,000
住民運営による通いの場の参加率(%)		5.8	7.3	-	10.0
(参考指標)運動習慣のある者の割合_男性 65 歳以上(%)		-	39.5	-	-
(参考指標)運動習慣のある者の割合_女性 65 歳以上(%)		-	30.0	-	-
	訪問	76	83	-	108
リハビリテーション専 門職と連携して効果 的な介護予防を実施	通所	93	96	-	105
している日常生活圏 域数	地域ケア会議等	91	104	-	155
	住民主体の 通いの場	115	122	-	145

II. 住み慣れた地域で最期まで自分らしく

第3章 住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられる

地域包括ケア体制の確立

章の 目標 介護が必要な状態であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、 地域住民同士が支え合い、必要な時には専門職が連携し、包括的なケアができる地域社会を目 指します。

第1節 地域の実情に応じた地域包括ケアの推進

現状と課題

- 高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護 状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、 市町村が保険者機能を発揮して、住民のニーズにあった取組を進めることが重要です。
- 現在、地域包括ケア体制を構築するため、介護予防・日常生活支援総合事業や地域ケア会議、生活支援、在宅医療と介護との連携などの事業を推進しているところです。今後も、これらの事業から地域での支え合いの機能などが更に進むよう、地域の実情に応じた支援が必要とされています。
- 「令和元年度(2019年度)高齢者生活・介護に関する実態調査」で、元気高齢者に介護が必要になった場合に介護を受けたい場所を聞いたところ、「自宅」の回答数が「施設や高齢者向けの住まい」の約4倍になっており、多くの高齢者ができる限り自宅に住み続けたいと考えていることがわかります。
- 地域包括ケア体制の構築状況を「可視化」し、市町村が令和7年(2025年)の地域包括ケア体制の 構築に向けた目指す姿に対して、足りない部分等を客観的に評価できるようにすることにより、市町 村の主体的な地域包括ケア体制の構築を支援していく必要があります。
- 地域包括ケア体制の確立を図るためには、地域住民や医療・介護関係団体等の理解と協力、高齢者の 家族の理解と支えが不可欠であることから、地域包括ケアについて広く啓発していくことが求められ ています。
- 地域包括ケア体制の構築主体である市町村や中核的な役割を担う地域包括支援センターは、制度改正
 等により業務量が増大するとともに、業務内容が多様化・複雑化していることから、業務の円滑かつ
 効率的な実施への支援が一層求められています。
- 高齢者に限らず地域で生活課題を抱える住民を包括的に支援する「地域共生社会の実現」が求められており、従来の「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとり生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会づくりが必要です。
- 地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムをさらに深化し、必要なサービスや支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる体制が求められています。

【施策の方向性】

◆地域包括ケア体制の構築に向けた市町村等への支援

- ・地域包括ケア体制構築状況可視化調査を通じて、市町村及び地域包括支援センターの地域包括ケア 体制の構築状況を分野ごとに可視化することで、市町村と地域包括支援センターが取り組むべきことを明らかにし、目標を持って取り組めるよう支援します。
- ・地域包括ケア体制構築状況可視化調査結果等を踏まえ、市町村と課題を共有し、解決に向けた支援 を市町村と寄り添って検討を行う、伴走型支援を実施します。
- 高齢者が自宅や地域において安心して暮らしていけるよう、市町村と協働して自らが暮らす地域に どこにどのようなサービスがあるのかをマップなどを作成(見える化)し、高齢者にも見やすくわ かりやすい媒体で配布できるよう支援します。

◆関係機関との連携

 市町村等関係機関と連携し、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる「共生型サービス」の 実施など、高齢障がい者のニーズに応じたサービスが提供できるための包括的な相談窓口の充実を 支援します。

◆包括的な支援体制の構築に向けた市町村等への支援

・地域共生社会の実現を図るため、市町村における包括的な支援体制の構築に向け、必要な助言や情報提供を行うとともに、職員の対応力向上のための研修を実施するなどにより、市町村等支援機関の取組を支援します。

【主な事業】

施策	主な事業
	• 地域包括ケア推進研修
地域包括ケア体制の	• 地域包括ケア体制構築状況可視化調査
構築に向けた市町村	• 地域包括ケア見える化マップ作成支援モデル事業
等への支援	• 地域包括ケア推進研修
	• 地域包括ケア体制構築推進市町村伴走型支援事業
関係機関との連携	 集団指導
包括的な支援体制の	
構築に向けた市町村	• 地域共生社会推進事業
への支援	

指標名	現状			目標
J日1示 1D	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
要介護(要支援)認定者のうち、自宅ま たは地域で暮らしながら介護サービスを 受けている者の割合(%)	82.6	82.7	-	83.0以上
生きがいを持って生活している高齢者(居 宅要介護・要支援者)の割合(%)	-	30.6	_	増加
(参考指標)元気高齢者が介護が必要に なった場合に介護を受けたい場所(施設 等に対する自宅の割合)(倍)	-	3.89	-	-

現状と課題

- 地域包括ケアシステムの実現に向けて、市町村(保険者)をはじめ各地域包括支援センターは地域ケ ア会議を開催することになっています。
- 地域包括支援センターでは、地域で暮らす人を個別で支援する中で、関係者と支援について検討する 「地域ケア個別会議」を開催します。高齢者の自立支援に向け、医師やリハビリテーション等の専門 職、地域の関係者により個別事例に対する必要な支援の検討を行うとともに、日常生活圏域における 地域課題を把握し、圏域内での課題解決ができることが求められています。
- 市町村は、地域包括支援センターが行う地域ケア会議から抽出された地域課題について、課題解決の ための施策等を検討するため、「地域ケア推進会議」を開催します。地域包括ケア体制の構築に向け、 地域において高齢者が自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行い、高齢者が 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりが重要となっています。
- 第7期計画では、地域ケア会議の運営(ファシリテーター養成)や課題解決への支援を行ってきましたが、実践的な会議の運営等に課題がみられることから、第8期計画では、地域ケア会議の5つの機能(個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能)が発揮できるための支援を行います。

【施策の方向性】

◆市町村及び地域包括支援センターへの支援

- •地域ケア会議(個別・推進)の機能向上に向けた研修等を行います。
- 多様化する個別課題の解決を図るため、弁護士、理学療法士等の専門職を地域で確保することが困難な場合に、必要な専門職を地域ケア会議に派遣し、有効な会議の実施を支援します。
- 地域ケア会議で専門的なアドバイスができる専門職を育成します。

◆関係機関との連携

・地域ケア会議に、医療や介護に限らず高齢者の生活に関わる諸問題に対応できる様々な専門職の参加が得られるよう、関係団体への協力を引き続き要請し、多職種連携を推進します。

【主な事業】

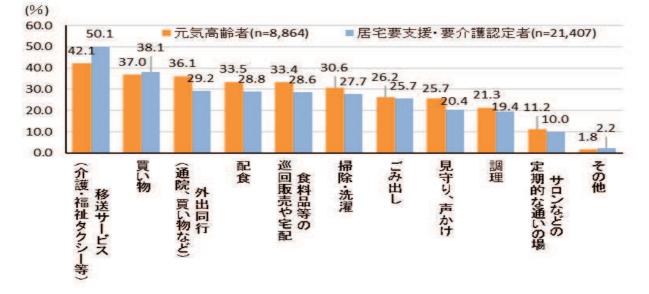
施策	主な事業
古町村乃び地域句圩	• 地域包括ケア推進研修
市町村及び地域包括 支援センターへの支	• 地域ケア会議実践研修会
	• 地域ケア会議サポート事業
援	• リハビリテーション専門職育成事業
関係機関との連携	• アドバイザー派遣事業
民际 (成長 この 建) () () () () () () () () () () () () (• リハビリテーション専門職育成事業

指標名	現状			目標
1日1示 12	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
地域ケア個別会議が行われている日常生	155	154	_	166
活圏域数(圏域)	155	154	_	100
地域ケア個別会議に専門職(地域包括支				
援センター3職種以外)が入り実施して	116	137	-	166
いる日常生活圏域数(圏域)				
地域ケア推進会議が行われている市町村	66	66		77
数(市町村)	00	00	-	//
地域ケア推進会議で政策形成まで取組め				77
ている市町村数(市町村)				, , ,

第3節 生活支援サービスの充実

現状と課題

- 高齢者のニーズに応じた生活支援サービスを充実し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して 生活できる体制づくりが進められています。
- 介護従事者の確保が課題となる中、比較的軽度な支援である見守りや家事支援、交流の場づくり
 等の生活支援サービスの提供体制については、地域住民を含め、多様な担い手の力を活かしなが
 ら構築していくことが必要です。
- 県内の生活支援サービス(市町村単独事業等)の実施状況は、配食(76市町村実施)、移送サービス等(39市町村実施※タクシー券配布除く)、ゴミ出し支援等(34市町村実施)など、市町村の実情等によってサービス提供が行われています。
- 「令和元年度(2019年度)高齢者生活・介護に関する実態調査」で、今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、元気高齢者、居宅要支援・要介護認定者ともに「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が最も多く、元気高齢者では「買い物」や「配食」、「食料品等の巡回販売や宅配」が居宅要支援・要介護認定者に比べて多い状況です。
- 地域の関係者や行政機関が定期的に情報を共有し、連携を強化しながら地域の課題解決に向けた 活動方針を決定する場である協議体の設置状況は、第 | 層(69市町村)、第2層(31市町村)と なっています。
- 高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしていけるよう、移送サービスや買い物支援など、
 地域の実情に応じた必要なサービスの提供に向けて、引き続き地域で支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 生活支援コーディネーター及び協議体の取組が効果的に行われるよう、今後も継続して資質向上 を目的とした研修等を行っていく必要があります。



今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)

出典:長野県「高齢者生活・介護に関する実態調査」(令和元年度(2019年度))

【施策の方向性】

◆市町村等への支援

- ・地域における支え合いの仕組みづくりが推進されるよう生活支援コーディネーターの養成を行います。
- 生活支援サービスの実施状況等を把握し、取組事例の共有等を図り、市町村における生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。
- 移送サービスなど高齢者にとってニーズの高い生活支援サービスの導入に向け、市町村に対し、導入手法などについて研修会や情報提供を行うなど支援します。
- ・地域づくりの環境を整備していく協議体の立ち上げ支援や機能向上を図るため、市町村に対し、必要性についての理解促進や事例報告等、研修会等を通じて支援します。

【主な事業】

施策	主な事業	
市町村等への支援	• 生活支援体制整備事業構築推進事業	

指標名	現状			目標
11惊心	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
生活支援サービスの充実を必要と感じて	_	60.3	_	減少
いる居宅要介護認定者の割合(%)	-	00.5	_	194、シ
生活支援のサービスの提供により在宅生				
活が継続できている地域の 65 歳以上人	47.6	40.4	-	増加
ロカバー率(%)				

第4節 在宅生活を支援するサービスの充実

現状と課題

- 24時間対応可能な在宅介護サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を提供できる地域の拡大を図ってきた結果、65歳以上人ロカバー率は伸びましたが、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるようにするために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスのさらなる普及を図る必要があります。
- 宅幼老所が様々な相談の受け皿となるために、人材育成研修の補助等をしてきた結果、宅幼老所の 機能は向上しつつありますが、宅幼老所が地域の身近な福祉の拠点としての役割をより一層発揮で きるようにする必要があります。
- 「令和元年度(2019年度)介護サービス事業所調査」の結果では、介護職員は総じて不足していますが、とりわけ特に訪問介護職員の不足感が強く、一部の事業所では休廃止の状況にあることから、介護保険法上認められる基準該当サービス制度の周知や、訪問介護職員の養成・確保が必要です。

【施策の方向性】

◆24 時間在宅ケアサービス等事業の推進

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの参入促進と住民や介護支援専門員等に対する普及啓発を行うとともに、地域の介護サービス事業所が連携して、高齢者を24時間ケアできる体制の構築を支援します。

◆宅幼老所の機能充実など

- ・宅幼老所職員を対象とした研修等を行い、宅幼老所が、地域の身近な福祉の拠点として、その役割 を一層発揮できるよう機能の充実を図ります。
- また、経営者の高齢化等により事業継続が困難になってきている宅幼老所について、事業承継のための取組を検討します。

◆訪問介護職員の養成・確保

 訪問介護職員の養成・確保に取り組む訪問介護事業所等に、介護福祉士養成施設の教員や専門職能 団体の会員等を派遣し、訪問介護職員養成研修を実施します。

◆市町村等への支援

- ・中山間地域を抱えている市町村に対し、法人格や人員基準等を緩和した基準該当サービスや特別地域加算等の制度や、実際にサービスを運営している事業所の事例の紹介等の場を設けることにより、
 ・中山間地域における在宅介護サービスの維持・確保を支援します。
- 中山間地域におけるサービス提供を確保し、住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、 通い・訪問・泊りの多機能サービスを提供する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅 介護の普及を支援します。
- 市町村が各地域の実情に応じて独自に実施する、中山間地域における介護や生活支援サービスの確保・充実に向けた取組を支援します。

施策	主な事業
24 時間在宅ケアサー ビス等事業の推進	• 24 時間在宅ケアサービス等推進事業
宅幼老所の機能充実	• 宅幼老所機能強化事業
も幼老州の機能元夫	• 24 時間在宅ケアサービス等推進事業
訪問介護員の確保	• キャリア形成訪問指導事業
市町村等への支援	• 基準該当サービス等に係る市町村等保険者向け研修会
中町村寺への又返	• 中山間地域介護サービス確保対策事業

指標名		目標		
1日1水 10	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(事 業所数)	15	18	-	26
小規模多機能型居宅介護(事業所数)	100	103	-	117
訪問介護員養成研修受講者数(人)	-	-	-	I 00 (2021~2023 年累計)

第5節 家族介護者への支援

現状と課題

- 「令和元年度(2019年度)高齢者生活・介護に関する実態調査」によると、居宅での主な介護 者の年齢は、「60歳以上」が7割近く、要介護(要支援)者との関係では、「配偶者」、「子」及び 「子の配偶者」が約8割を占めています。性別では「女性」が約7割を占めています。
- 「介護の社会化」を進めるために介護保険制度が導入されたものの、自宅で介護をする場合、依然として、家族が介護の主な担い手となっている場合が多く、家族介護者(高齢者を在宅で介護している家族)の負担軽減が必要です。
- 市町村では、地域支援事業を活用して、家族介護教室、家族介護者交流会の開催、介護慰労金の 支給などの家族介護支援事業や、家族介護者が急病になったときなどの緊急時に、要介護者が一時的に通所施設に宿泊することができる緊急宿泊支援事業により家族介護者の負担軽減を図って います。
- その一方で、介護離職や家族による虐待などの不幸な事件が社会問題化しています。
- 今後、高齢者のいる核家族世帯、老老介護世帯の増加に伴い、こうした問題がさらに深刻化する ことが想定されるため、家族介護者への支援の充実が求められています。
- また、仕事と介護を両立させるためには、勤務先の柔軟な勤務制度の導入や活用に対する理解の 向上が不可欠です。

【施策の方向性】

◆市町村等への支援

- 市町村が地域支援事業等で実施する家族介護支援事業(家族介護を経験した方が参加する家族介護 教室・家族介護交流会、介護慰労金等)等の実施状況の把握と情報提供により、市町村が家族介護 支援を効果的に取り組めるよう支援します。
- 家族介護者が抱えている「介護をするうえでの困りごと」を、地域包括支援センターを中心に地域 で支える仕組みづくりを支援します。
- ・通所介護サービス、訪問介護サービス、ショートステイなど在宅介護を支える介護サービス等の確
 保を図るとともに、市町村による緊急宿泊事業を支援します。

◆資質向上

介護者に身近なケアマネジャーや地域包括支援センターの職員がリンクワーカー的な役割を果たしていけるよう、資質の向上を図ります。

◆介護離職防止

 介護離職を防止するため、労働局と連携して介護休業等の利用促進を関係機関や団体に働きかけるとともに、企業訪問等によりテレワーク、フレックスタイム等の多様な働き方制度の導入を促進し、 仕事と介護が両立できる職場環境づくりを推進します。

施策	主な事業
市町村支援	• 地域支援事業
	• 緊急宿泊支援事業
介護離職防止	• 職場環境改善促進事業

指標名	現状			目標
3817770	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
(参考指標)主な介護者が介護する上で 困っていること_精神的なストレスがた まっている(%)	-	40.0	-	-
(参考指標)主な介護者が介護する上で 困っていること_身体的につらい(%)	-	24.3	-	-
(参考指標)仕事と介護・介助の両立さ せていくために必要な支援があると回答 した介護者の割合(%)	-	62.2	-	-
(参考指標)今後の就労と介護・介助の 両立・「問題なく続けていける」と「問題 はあるが続けている」の割合の合計(%)	-	80.3	-	-

第4章 医療と介護が一体となった在宅療養の推進

章の 目標 住み慣れた地域で人生の最終段階まで安心して暮らせるためには、医療と介護の連携が重要 です。関係職種が切れ目なく支援できる在宅療養支援体制の整備と、在宅医療・介護専門職の 資質向上を強化しながら、多職種連携による有機的なサービス提供を推進します。

第1節 在宅医療・介護サービスの充実

現状と課題

- 人生の最期を迎えるまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現 するためには、在宅医療と介護との連携が不可欠であり、連携の充実が求められています。
- 24 時間対応可能な在宅介護サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を提供できる地域の拡大を図ってきた結果、65 歳以上人ロカバー率は大幅に伸びましたが、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるようにするために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスのさらなる普及を図る必要があります。
- 在宅医療(訪問診療や往診)を担う診療所や病院の確保・充実と、地域住民の在宅医療についての理 解を促進するとともに、急変時の対応や患者の意向を尊重した看取りまで、在宅医療介護に携わる関 係職種が連携して患者や家族を支援する体制を構築する必要があります。
- 看護師の確保策や研修の実施等により、訪問看護ステーションの訪問看護師数は年々増加しつつあり ますが、今後在宅での医療ニーズの増大を踏まえ、さらに訪問看護師の確保・定着を図っていく必要 があります。
- 在宅歯科医療相談窓口の設置や研修等を実施しておりますが、より身近な地域で在宅歯科口腔医療を 受けられるよう、窓口となる拠点の充実や効果的な周知等をさらに図っていく必要があります。
- 高齢者は複数の疾患を抱え、複数の薬剤を服用しているケースが多くみられ、特に在宅における薬剤 指導を行っていく必要があります。
- 在宅医療・介護サービスを担う専門職の専門性を高めるため、資質の向上を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

◆在宅医療・介護サービスの体制整備

- 在宅医療・介護サービスの提供体制について、現状を分析し、体制整備に必要な支援を検討・実施します。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの参入 促進と住民や介護支援専門員等に対する普及啓発を行うとともに、地域の介護サービス事業所が連携して、高齢者を24時間ケアできる体制の構築を支援します。
- 入院医療機関と在宅療養を支援する介護等の関係機関との間で情報共有などの連携を図り、両者の 協働による退院支援の実施及び切れ目のない継続的な医療・介護体制の確保を支援します。
- 在宅療養支援診療所など在宅医療を担う医療機関等の体制整備や人材育成、在宅医療に関わる多職 種がチームとして在宅療養患者及びその家族を継続的かつ包括的に支援する体制の構築を支援しま す。
- ・安心して在宅療養生活が送れるよう、患者の病状急変時に、在宅医療を担う関係機関が24時間サポートを行う体制の整備を促進するとともに、在宅療養支援病院や有床診療所、在宅療養後方支援病院、二次救急医療機関など入院機能を有する医療機関が患者を円滑に受け入れることができる体制の整備を支援します。
- 在宅での医療ニーズの増大に対応できるよう、ナースバンクなどにより訪問看護ステーションの 訪問看護師確保を推進します。

◆在宅歯科口腔医療の推進

- 在宅療養支援歯科診療所の数を増やし、地域における在宅歯科口腔医療の充実を図ります。
- 身近な地域で適切な在宅歯科ロ腔医療が受けられるよう、各地域における在宅を担う歯科診療所や 相談体制の整備に取り組みます。
- ・摂食嚥下機能障がいや様々な合併症を有する者への在宅歯科ロ腔医療の提供について、歯科診療所 と歯科・歯科ロ腔外科設置病院との連携を推進します。

◆薬剤指導の推進

 薬剤師による患者、家族及び関係職種間の薬剤情報の共有化、服薬状況の確認、服薬支援の実施な ど、在宅における薬の管理体制の整備の促進に努めるとともに、すべての薬局が在宅療養患者への 薬学的管理・服薬指導などの機能を果たす「かかりつけ薬剤師・薬局」になるよう取り組み、在宅 における薬剤使用の適正化を図ります。

◆資質向上

- 医師会や医療機関、関係団体が行う、在宅医療に取り組む医療関係者の資質向上研修や、かかりつけ医に対する研修を支援します。
- 訪問看護に必要な知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点など、訪問看護師が自らの専門性 を高めるための研修等の実施を支援します。
- 訪問看護の認定看護師資格取得、特定行為に係る看護師の研修機会の確保等、在宅医療を支える看 護師の高度かつ専門的な知識と技能の取得を支援します。
- 在宅での専門的口腔ケアや摂食嚥下機能訓練(オーラルリハビリテーション)等についての研修会 開催等により、人材育成を図ります。
- 医療と介護の連携に向けて、介護職員の医療的知識向上を図るための研修を実施します。
- 介護職員等による痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアの実施体制を確保します。

施策	主な事業
	• 在宅医療·介護連携推進研修事業
	• 長野県在宅医療・介護連携推進セミナー
	• 在宅医療普及啓発·人材育成研修事業
在宅医療・介護	• 在宅医療実施拠点整備事業
サービスの体制整備	• 24 時間在宅ケアサービス等推進事業
	• 入退院時ケアマネジメント事業
	• 在宅療養退院支援事業
	• ナースセンター運営事業
	• 有病者歯科保健推進研修事業
在宅歯科口腔医療の	• 在宅歯科医療連携室整備事業
推進	• 在宅歯科医療設備整備事業
	• 地域在宅歯科医療実施拠点事業
 薬剤指導の推進	• 薬剤師を活用した在宅医療推進研修等事業
*川旧守VIE还	 市町村国保の適正服薬指導に対する薬剤師会連携推進事業
	• 在宅医療普及啓発・人材育成研修事業
	 在宅医療・介護連携推進研修事業
	• 訪問看護支援事業
	 訪問看護師育成・強化事業
資質向上	• 特定行為研修受講支援事業
	• 介護事業所医療対応力向上研修会事業
	• 喀痰吸引等研修指導者養成講習
	• 喀痰吸引等研修実施体制懇談会
	• 在宅歯科保健医療研修事業

		目標		
指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
24 時間対応在宅介護サービスの 65歳以上人ロカバー率(%)	-	62.1	-	64.3
定期巡回・随時対応型訪問介護看 護(事業所数)	15	18	-	26
訪問看護ステーションの看護師数 (人)	1,134	1,146	-	1,194
訪問診療を実施した件数(回数)	207,861 (H29)	218,005 (H30)	-	228,439
往診を実施した件数(回数)	38,546 (H29)	37,1 <i>9</i> 7 (H30)	-	40,974
在宅療養支援診療所数(か所)	260	259	-	276
在宅療養支援病院数(か所)	28	30	-	34
訪問薬剤管理指導実施薬局数(か 所)	559	626	-	626 以上
在宅療養支援歯科診療所数(か所)	271	271	-	270 以上

第2節 地域における医療と介護との連携強化

現状と課題

- 平成27年度(2015年度)から「在宅医療・介護連携推進事業」が市町村の地域支援事業として 位置付けられ、平成30年度(2018年度)からはすべての市町村での実施が義務付けられていま す。令和2年(2020年)9月に厚生労働省が改訂した「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer. 3」により、更なる関係機関との連携が重要となってきています。
- 医師、歯科医師、薬剤師等医療従事者と市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介 護従事者が連携し、情報交換を円滑に行うため「医療と介護との連携マニュアル Ver.5」の周知と 活用など、情報共有を図る仕組みづくりを推進します。
- 入院後の医療や退院後のケアが円滑に進むよう老人福祉圏域ごとに入退院時の情報提供ルールの策定を進めてきました。引き続き適切な運用に向け検討が必要です。
- ・ 摂食嚥下機能を評価し、食形態や内容について助言・支援等を実施することのできる歯科専門職の 育成を引き継き行うとともに、医師、看護師、管理栄養士などの多職種との連携を強化する必要が あります。

【施策の方向性】

◆市町村支援

- 「在宅医療・介護連携の手引き」の中を踏まえ、国が示す4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時対応、看取り)での取組みが進むよう、市町村に対して、在宅医療・介護連携推進のための技術的支援(データの分析・活用)や、在宅医療・介護連携に関わる関係市町村、郡市医師会、消防等関係団体との調整、地域の関係団体との連携体制の構築について支援します。
- 市町村に対して、医療・介護連携に係る好事例の紹介や各地域における取組の進捗状況の情報提供
 等を行い、「在宅医療・介護連携推進事業」に定められた取組の円滑な実施を支援します。
- ・圏域で作成した、入退院調整ルールの円滑な運用や地域包括ケアによる行政、医療、介護、地域支援者など関係者間の情報共有の充実を図るため、保健福祉事務所ごと定期的な検討会を開催します。
- 「在宅医療・介護連携推進事業」の取組の一つに位置付けられている「在宅医療・介護連携相談窓
 ロ」に配置された在宅医療・介護連携を支援する人材(看護師、介護支援専門員など)に対する研修会を開催し、資質向上と相互連携を図ります。

◆情報共有

- 「医療と介護との連携マニュアル Ver.5」の周知と活用の促進等により、地域における医療・介護 関係者の円滑な情報共有の仕組みづくりを支援します。
- 低栄養を予防するため、摂食嚥下機能を評価し、食事内容や食形態について支援を行うとともに、
 医師、看護師、管理栄養士などの多職種と連携し、専門的な口腔ケア、摂食嚥下機能訓練(オーラルリハビリテーション)等につなげる取組を支援します。

施策	主な事業
	 在宅医療・介護連携推進研修会
市町村支援	• 入退院時ケアマネジメント事業
	• 入退院時連携ルール策定
	• 医療と介護との連携マニュアル策定事業
情報共有	• 入退院時ケアマネジメント事業
	• 在宅歯科保健医療研修事業

指標名	現状			目標
1日1示 12	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
「在宅医療・介護連携相談窓口」の設置 市町村数(市町村)	56	67	67	77
(参考指標)入退院時における情報提供 の割合_退院時(%)	85.7	83.7	86.1	90
(参考指標)入退院時における情報提供 の割合_入院時(%)	73.5	94.5	94.8	95

第3節 人生の最終段階におけるケアの充実と看取りの支援

現状と課題

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」(厚生労働省、令和2年(2020年)9月)で示す看取りにおいて、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者等の関係者との協働・連携を推進することが求められます。
- 人生の最期を住み慣れた自宅や老人ホームなど(在宅)で迎えたいと望む人の割合は、43.6%となっており、病院で最期を迎えたい人の割合(18.9%)を大きく上回っています。(平成 27 年度(2015年度)長野県在宅医療等提供体制調査)
- 一方、現実では、病院で最期を迎えるケースが多くなっています(平成28年(2016年)):自宅22.9%、 介護老人保健施設3.2%、病院・診療所72.2%(厚生労働省人口動態統計)。
- 人生の最終段階においては、高齢者本人の状態を踏まえつつも、希望に応えていくことが重要であり、
 その人らしい人生の最期を迎えられる体制づくりが求められています。
- 在宅でのターミナルケア・看取りを推進するためには、医療・介護の従事者等専門職の緊密な連携とともに、家族介護者に対する精神面を含めた支援が不可欠です。
- ターミナルケアに対応する訪問看護ステーションは180か所ありますが、夜間・休日を含め24時間 対応できる体制を確保することが必要です。
- 高齢化が進展するとともに、人生の最期を住み慣れた生活の場で迎えたいという高齢者本人の希望が 多いことを踏まえ、在宅看取りを実施する医療機関や施設の増加を図っていく必要があります。
- 一部の地域では、人生の最期の迎え方を自分で意思表示する「事前指示書」などの取組が進められています。
- 在宅療養患者が人生の最終段階において受けたい医療や受けたくない医療、最期を迎えたい場所などの意向について、家族や医療従事者と考え、話し合う機会が増えるよう、今後も医療介護関係者や県
 民に対し普及啓発をしていくことが必要です。

【施策の方向性】

◆体制整備

- 人生の最終段階における本人の意向を尊重した看取りができる体制整備や連携体制の構築を促進します。
- 施設や在宅で療養する患者の急変時に患者の意向を尊重した医療が行われるよう、ターミナルケア や看取りの24時間体制の構築を支援します。
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等における、看取り等のための個室の整備を支援します。
- 在宅での死亡には自宅での看取り、施設での看取りが含まれていることから、かかりつけ医や嘱託
 医の看取りへの支援における課題の把握について検討していきます。

◆普及・啓発

- 在宅でのターミナルケア・看取りについて、県民に対して事前指示書等の取組をはじめとする人生の最終段階におけるいわゆる「人生会議」に関する施策を推進し、患者や家族の理解を促進します。
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の施設において、入所者を最期までケアできるよう施設管理者等の看取りへの理解を促進します。

◆人材育成

• 在宅でのターミナルケア・看取りを実施する医療機関等に従事する人材を育成します。

施策	主な事業
	• 介護サービス別集団指導
体制整備	• 在宅医療運営総合支援事業
	• 地域医療介護総合確保基金事業(施設整備分)
	 在宅医療・介護連携推進事業
普及・啓発	• 高齢者施設における看取りケア推進研修事業
	• 在宅医療・介護連携推進セミナー
人材育成	• 訪問看護支援事業
八竹月八	• 在宅医療普及啓発·人材育成研修事業

指標名	現状			目標
3日1示 7 0	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
在宅での看取り(死亡)の割合(自宅及 び老人ホームでの死亡)(%)	全国6位 (24.5)	全国6位 (25.0)	-	全国トップクラス を維持

第5章 認知症高齢者等にやさしい地域づくり

章の 医療・介護の連携による総合的な支援や地域住民の理解・協力のもとで、認知症の人及びそ 目標 の家族の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会を目指します。

第1節 医療・介護等の連携による認知症高齢者等への支援

現状と課題

- 平成 30 年(2018 年)には 65 歳以上高齢者の約7人に | 人が認知症と推計されています。
- 認知症は誰でもなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。
- 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防※」を車の両輪として施策を進めていくことが求められています。

※予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

- 市町村における認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター、かかりつけ医等のさらなる質の向上を図るとともに、これらの連携を強化することが必要です。
- 現在、県内9か所に設置されている認知症疾患医療センターについては、引き続き、すべての圏域 での設置を進めるとともに、地域の実情に応じた設置の検討や効果的な周知、質の向上が必要となっ ています。
- 医療現場においては、様々な診療科で認知症の人に対応しているため、診療科や職種を問わず適切 な対応ができるよう医療従事者の研修が引き続き必要です。
- 認知症高齢者の特性を踏まえた質の高いサービスを提供できる介護従事者の養成・確保が求められています。

【施策の方向性】

◆医療体制の充実

認知症疾患医療センターをすべての二次医療圏域に設置するとともに、地域の実情に応じた設置についても検討し、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム等との連携をはじめとした切れ目のない支援体制を目指します。

◆医療・介護従事者への支援

- 認知症の人に対して本人主体の医療や看護等を提供するため、多職種の医療従事者向け研修会を引き続き開催します。
- 令和3年度(2021年度)の介護報酬改定により、介護に直接関わる職員のうち、無資格者に対して認知症介護基礎研修の受講が義務付けられることもあり、研修企画委員会において研修内容につき毎年検討を行いながら、認知症に関して専門的な知識・技術を習得した介護職員や、認知症介護の指導者を養成するための研修を実施します。

◆市町村への支援

 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動がより効果的に推進され、また医療・介 護等の連携がさらに進むよう、市町村担当者の連携会議を引き続き開催します。

施策	主な事業
医療体制の充実	• 認知症疾患医療センター運営事業
	• 認知症疾患医療センター連携会議
医療・介護従事者へ	• 各医療従事者向け認知症対応力向上研修
の支援	• 認知症介護研修事業
市町村への支援	• 市町村認知症初期集中·地域支援推進連携会議
	• 地域医療介護総合確保基金事業(施設整備分)

指標名		現状			目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
認知症介護指導者養成研修の受講者数 (累計)(人)		53	55	0	61
認知症介護実践リーダー研修の受講者数 (累計)(人)		559	596	0	716
認知症介護実践者研修の受講者数 (累計)(人)		4,648	4,970	5,146	6,130
医療従事者向けの 認知症対応力向上 研修修了者数(累 計)(人)	病院勤務職員	738	803	-	1,100
	かかりつけ医	772	772	-	١,000
	歯科医師	214	275	-	330
	薬剤師	293	353	_	600
	看護職員	330	427	-	700

第2節 認知症の理解の促進と予防等に向けた地域支援の強化

•	• 認知症は誰でもなりうることか	から、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らし	く暮らし続け
	るためには、認知症への社会の	D理解を深めることが重要です。地域共生社会を目指す中	で、認知症が
	あってもなくても、同じ社会の	の一員として地域をともに創っていくことが求められます	0
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- 認知症への地域支援を強化するために、認知症サポーターを養成していますが、人数が順調に増加しており、今後は特に、子ども・学生や認知症の人と地域で関わることが多いと想定される企業・職域の従業員等に対する養成の拡大が求められています。
- また、養成講座を受け、認知症サポーターとなった人が、認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援を行う仕組みづくりが必要となっています。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、高齢者に身近な「通いの場」の 拡充が重要です。
- 世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)及び月間(毎年9月)の機会も活用して認知症に関する 普及・啓発を推進し、認知症の正しい知識や相談先の情報を得ることにより認知症に対する画一的で 否定的なイメージを払拭して、高齢者虐待の防止や、認知症の早期発見・早期治療を進める必要があ ります。
- 認知症による行方不明者の早期発見・保護のため、地域ネットワークの構築を含めた地域での見守り 体制の構築を引き続き進める必要があります。

【施策の方向性】

祖代ト連盟

◆市町村への支援

- 認知症サポーターが支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)を全市町村に整備するために、チームオレンジコーディネーター研修や好事例の情報提供などの支援を行います。
- 子ども・学生や企業・職域型認知症サポーターの養成が進むよう、好事例の情報提供などの支援を 行います。
- 認知症の人やその家族が集う場である認知症カフェを活用した取組を市町村で推進し、地域の実情に応じた方法により普及できるよう、好事例の情報提供などの支援を行います。
- 市町村の認知症見守り体制や SOS ネットワークの整備がさらに進むよう、情報提供などの支援を 行います。
- 認知症予防に資する取組である「通いの場」の拡充が推進されるよう、市町村の取組を推進します。
- 認知症の高齢者が安心して穏やかな生活を送ることができる認知症対応型共同生活介護(グループ ホーム)の整備を進める市町村等を支援します。

◆普及・啓発

- 認知症への理解や相談先、受診先等についての知識が深まるよう、認知症やその施策に関する普及・
 啓発を進めます。
- 認知症の人本人からの発信を支援し、認知症への社会の理解促進を進めます。
- 認知症の人やその家族の視点を重視した認知症施策を推進します。

施策	主な事業
	 市町村認知症初期集中・地域支援推進連携会議住民主体の通いの場等推進支援
市町村への支援	事業(再掲)高齢者等の地域見守り活動(しあわせ信州見守り活動)
	• 認知症による行方不明者の広域発見協力要請
普及・啓発	 認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動

指標名	現状			目標
11惊心	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
企業・職域型の認知症サポーター養成数 (年度末累計)(人)	25,577	29,161	-	38,000
チームオレンジの設置市町村数(市町 村)	-	I	-	46

現状と課題

- 日本医療研究開発機構(AMED)認知症研究開発事業によると、若年性認知症(65歳未満で発症する認知症の総称)の人数は全国で3.57万人と推計されており、これを令和2年(2020年)4月日日の県内の18-64歳人口に換算するとおよそ543人と推計されます。
- 若年性認知症については、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、また、本人や周囲の 人が何らかの異常には気付くが受診が遅れることが多いといった特徴があることから、若年性認知症 についての普及啓発を進め、若年性認知症の早期発見・早期診断へとつなげていく必要があります。
- 若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、若年性認知症の理解促進と支援関係者のネットワーク作りに引き続き取り組む必要があります。
- 若年性認知症の人やその家族は、認知症高齢者とは異なる課題を抱えているため、若年性認知症の特性に配慮し、本人や家族の視点に立った支援を推進する必要があります。

【施策の方向性】

◆県民への啓発

• 若年性認知症に関する理解を深めるため、県民に対する啓発のための研修会を引き続き実施します。

◆若年性認知症支援コーディネーターによる支援

- 平成29年度(2017年度)から配置している若年性認知症支援コーディネーターが調整役となり、
 若年性認知症の人やその家族のニーズを把握しながら、支援関係者のネットワークづくり、事業主への理解促進の働きかけ、居場所づくりなど、本人や家族の視点に立った支援を進めます。
- ・若年性認知症の本人や家族、勤務先等が早期に相談につながることができるよう、若年性認知症支援コーディネーターの活動や相談窓口の周知をさらに進めます。

【主な事業】

施策	主な事業
県民への啓発	• 若年性認知症支援コーディネーター設置事業
若年性認知症支援	
コーディネーターに	• 若年性認知症支援コーディネーター設置事業
よる支援	

指標名	現状			目標
1日1示 10	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
若年性認知症の理解促進のための研 修会の開催(回)	2	3	-	維持・増加

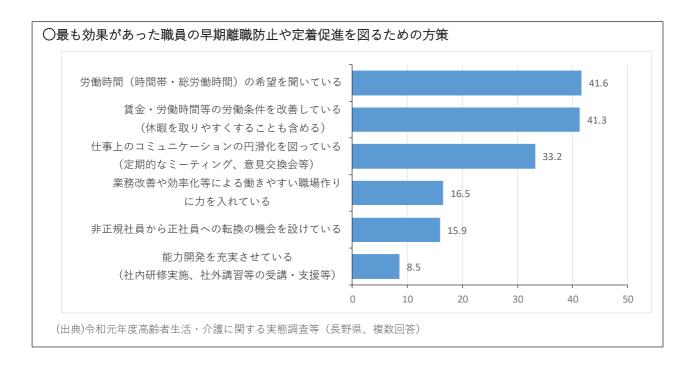
第6章 介護人材の養成・確保、事業所の雇用労務管理の改善

辛の	福祉・介護サービス従事者が、やりがいを持って働き続けることで、高齢者が質の高いサー
章の 目標	ビスを受けられ、住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができる社会を目指しま
日伝	す。

第1節 介護人材の確保・定着

現状と課題

- 急速な高齢化に伴い、介護サービス利用者が増加する中、令和7年(2025年)には、約4.1万人の介護人材が必要と見込まれています。
- 介護人材の確保・定着のため、様々な施策を実施し、各施策では概ね成果もみられるものの、介護 サービス事業所の人手不足感は解消されず、県内介護分野の有効求人倍率は、3.12倍(令和元年度 (2019 年度)平均)と全産業平均 1.41倍を大きく上回っており、介護分野は引き続き深刻な人 材不足の状況にあります。
- こうした状況の中、より多くの質の高い介護人材の確保に向け、県として、引き続き施策を推進し、 「量」と「質」の好循環を生み出すことが重要となっています。
- 一方、令和2年(2020年)の介護保険法の一部改正により、市町村の介護保険事業計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組が追加されたところであり、今後は、介護人材の確保や生産性の向上について、市町村との連携や支援が重要となります。
- 生産年齢人口の減少や他業種への人材流出も懸念される中、将来の担い手たる若者や学生に「選ばれる業界」への転換を図るとともに、結婚・出産などにより離職した女性や高年齢者等の潜在的な労働力のさらなる活用が求められます。
- 介護人材確保については、賃金水準の問題のみならず、より総合的・中長期的な視点で取り組むことが肝要であり、このため「入職促進」、「資質の向上」、「定着支援(離職防止)」の視点からの対策を総合的に講じることが必要です。
- 特に事業者のレベルでは、先進的な動きもみられ、それらの活動を横展開させていくことや、意欲的な取組が報われる業界としていくことが重要です。
- 県内介護職員の離職率は14.9%(令和元年度(2019年度))で、全産業平均13.7%に比べて上回っており、離職者の約6割が勤続3年未満であることや、介護分野の有効求人倍率が全職種平均に比べて高く推移していることなどにより、介護サービス事業所のアンケートでは、「従業員が不足している」と回答した事業所が6割以上を占めています。
- 介護人材不足は全国的な傾向であり、大都市圏に比較的近い長野県においては、将来にわたり、長野県内に人材を留める、あるいは集めるための方策を検討し実施する必要があります。
- 外国人介護従事者の受入については、制度の種類に応じて、必要な受入体制を整えることが必要です。
- 令和元年度(2019年度)高齢者生活・介護に関する実態調査等によれば、定着に効果があった取り組みとして、「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望を聞いている」などが上がっています。
- 新型コロナウイルス感染症が大都市圏を中心に拡大していることに伴い、「地方回帰」の動きが生まれてきています。また離職を余儀なくされた方が増加する一方、就職難の状況がみられますので、こうした方々の受け皿としての役割が再認識されてきています。
- 介護職員の離職理由として、「専門性や能力を十分に発揮・向上できない」、「将来の見込が立たない」
 等の特徴的な理由を挙げるケースがあることから、職員の資質向上とともにキャリアに応じた給与
 体系を整備するなどキャリアパスの構築・処遇改善に取り組むことが必要です。
- 今後の生産年齢人口の減少を考慮すると、介護分野におけるさらなる人材不足が予想されます。介護人材の確保などに積極的に取り組む一方で、働く意欲のある地域の高齢者等にボランティアや介護助手等として介護現場で活躍してもらうことも必要です。



【施策の方向性】

◆入職促進

- 人材派遣会社のノウハウを活用し、求職者の適性にあった職場とのマッチングと、介護の資格取得 費用の助成による入職促進を図ります。
- 福祉・介護職を対象とした職業紹介や、求職者と求人事業所との就職相談会、県外からの移住希望 者等を対象としたオンライン版就職説明会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア 支援専門員の配置などによりマッチングを推進します。なお、人材不足のため、サービスを制限し ている事業所に対し、重点化を図ります。
- キャリアパス構築や人材育成、職場環境の改善等の取組が一定以上の水準にある福祉事業所の認証・ 評価を行う福祉事業所認証評価制度を、県民や求職者に積極的に PR し、一定の評価に基づく事業 者の"見える化"を進めることで、若年者を中心とする求職者の入職促進を図ります。
- ・関係機関・団体等が連携・協働し、それぞれが主体的に介護人材の確保・定着・質の向上に関わる 仕組み(ネットワーク)を構築することにより、効果的な施策展開を図ります。
- 介護福祉士養成校や福祉系高等学校で学ぶ学生に対して、返還免除要件つきの修学資金を貸与し、 福祉の職場への就労・定着を支援します。
- 他産業の離職者が介護職場に就労する際の返還免除要件つきの準備資金を貸与します。
- 第8期から市町村の職務に介護人材の確保も加わったため、広域的な人材確保は主に県、それぞれの地域特有の課題に対する人材確保は主に市町村が担うとの観点から、市町村の取組状況など随時情報交換・共有を図りながら、市町村が実施するボランティアポイントの導入、介護人材の養成、資質向上、定着支援等の事業に対して支援を行うなど、市町村と連携して人材確保に取り組みます。
- 資格を持ちながら介護の仕事に就いていない、いわゆる潜在的有資格者の介護福祉士等届出システムへの届出・登録を進めるとともに、有事の際の応援や復職支援のための研修の実施や再就職準備金の貸付により介護職場での再就労を支援します。また、現在介護職場で就労している介護福祉士や初任者研修修了者等有資格者の登録も進め、離職した際の再就労につなげます。
- 外国人介護人材を受け入れる県内介護事業所の訪日前研修費用を助成するなど、質の高い外国人介 護人材の確保に取り組みます。

- 介護現場における業務仕分けを行い、元気高齢者等に介護助手として介護職場の「周辺業務(間接 支援業務)」を担ってもらうことで、介護職員の負担軽減につなげるとともに、リーダー的な介護職 員を育成し、介護人材の役割分担・機能分化を進めることで、介護職員の専門性を高め、介護人材 の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図ります。
- ・若者層や中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層などを対象として、通いの場の運営や補助、介護施設等での介護の周辺業務(清掃、配膳、見守り等)等の担い手となるボランティアの養成・確保を進めます。
- 中山間地が抱える介護人材の確保につき、市町村と課題を共有し、対応等検討していきます。

◆雇用・労務管理の改善

- 介護サービス事業所の人材確保・定着力を強化するため、経営者等を対象とするセミナーを開催するとともに、施設等の労務や人材マネジメント(キャリアパス構築・雇用管理改善・人材育成・ストレスマネジメント)等に関する様々な課題に関して専門家をアドバイザーとして派遣し、相談支援を行います。
- ・職員の子どもを預かる施設内保育所を運営する介護サービス事業所等に対する運営費の補助のほか、
 介護職員の身体的・精神的な負担の軽減や事務の効率化を図るため、介護ロボット・ICTの導入等、
 労働環境の改善に向けて支援します。
- ・外国籍の介護従事(予定)者に対しては、地域コンソーシアム会議を開催し、外国人介護人材受入 に関する考え方・課題の整理・取組状況の共有を行いながら、把握した課題等に対して、学習支援、 生活支援等の必要な支援を行います。
- ・長期的に介護人材の確保・定着の推進を図るために、「長野県版キャリアパスモデル」、「モデル給与 規程」、「キャリアパス・人材育成事例集」等の普及を進め、介護職員が将来展望を持って介護の職 場で働き続けることができるよう、キャリア形成を支援します。
- キャリアパス構築や人材育成、職場環境の改善等の取組が一定以上の水準にある福祉事業所の認証・ 評価を行う福祉事業所認証評価制度により、求職者に、一定の評価に基づく事業所の情報発信を行うとともに、業界全体の意識改革を促し、職場環境改善の取組を推進します。
- 介護サービス事業所に対して、介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算の活用を促し、
 介護職員等の処遇改善を図ります。
- 介護人材の確保を図り働きやすい環境を整備するための職員宿舎整備を支援します。
- ・職員の腰痛による離職防止、負担軽減の観点からノーリフトケア(介護機器等を活用して介護負担 を軽減する方法)の導入につき研究します。

施策	主な事業
	• 「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」事業
入職促進	• 福祉・介護人材マッチング支援事業
八帆灰连	 「信州福祉事業所認証・評価制度」運用事業
	• 信州介護人材誘致・定着事業
	• 福祉・介護人材マッチング支援事業
	• 介護福祉士修学資金貸付事業
	• 施設内保育所運営費補助事業
	• 介護ロボット・ICT 導入支援事業
労働環境・処遇の	• 外国人介護人材受入環境整備事業
改善	• 社会福祉研修事業
	• 介護サービス別集団指導
	• 新規指定介護サービス事業所研修会
	• 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業
	• 地域医療介護総合確保基金事業(施設整備分)

指標名	現状			目標
1日1示 12	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
介護職員数(万人)	3.6	-	-	4.1
介護福祉士等届出システム登録者数 (累計)(千人)	0.5	0.6	0.9	4.0
介護人材の確保・養成に取り組む市町村 数(市町村)	_	-	_	77

- 介護サービス事業所調査(令和元年度(2019年度))によると、「人材育成のための取組として最も 効果があった方策」は、「教育・研修計画を立てている」が48.7%で最も高く、次いで「法人全体で 連携して育成に取り組んでいる」が27.6%となっています。
- 介護ニーズは増加しているだけではなく多様化も進んでいることから、質の高い介護サービスが高齢者等に提供されるよう、介護職員の研修の機会を確保していくことが必要です。
- 認知症高齢者についても、要介護認定者同様に、令和 22 年(2040 年)まで一貫して増加すると見込まれることら、認知症高齢者の特性を踏まえたサービスを提供できる介護従事者の養成・確保が求められます。

【施策の方向性】

◆キャリア形成と研修受講の支援

- 「長野県版キャリアパスモデル」に基づき、職層に応じて求められる能力を身に付ける「福祉職員 生涯研修」を実施するなど、介護職員のキャリア形成を支援します。なお、現場のニーズに応じて、 研修の内容を適宜見直すとともに、全体を通して、介護職員の「福祉サービスの基本理念と倫理」 に関する理解向上を図ります。
- 各種研修実施団体の研修情報を集約・整理して掲載している、ホームページ「きゃりあねっと」を 運用し、研修内容の周知・募集を行います。
- ・職員が自身の勤務場所で研修を受講できるよう、介護福祉士養成施設の教員や専門職能団体の会員
 等を派遣し、介護サービス事業所の課題に応じた研修を実施します。
- 介護事業者が、従業員の初任者研修受講等の資格取得を支援する場合、その費用を助成します。
- 居住・施設系サービスを問わず、多様な利用者・生活環境、サービス提供形態等に対応して、より 質の高い介護実践や介護サービスマネジメント、介護と医療の連携強化、地域包括ケア等に対応す るための考え方や知識、技術等を備えた認定介護福祉士の養成を支援します。
- 介護サービス事業所に対し、運営基準に基づき職員研修の機会を確保するよう集団指導等を通じて 指導します。

◆対象者別研修による支援

- 介護資格を取得するための研修を実施する事業者を指定等することにより、必要な研修を確保します。
- 現任の介護支援専門員や介護支援専門員実務研修受講試験合格者を対象に、体系的かつ実務的な研修を実施し、質の向上を図ります。
- ・外国籍の介護従事(予定)者に対しては、学習支援、生活支援等の必要な支援を行います。また、 永住外国人を雇用した介護サービス事業所に介護福祉士養成施設の教員や専門職能団体の会員等を 派遣し、介護技術等の研修を実施します。
- 認知症介護の指導者と、認知症に関して専門的な知識・技術を習得した介護職員を養成するための 研修を実施します。(再掲)
- 医療と介護の連携に向けて、介護職員の医療的知識向上を図るための研修を実施します。

施策	主な事業
キャリア形成と研修	 社会福祉研修事業 キャリア形成訪問指導事業
受講の支援	 介護職員研修受講支援事業 介護サービス別集団指導 実地指導
対象者別研修による	 介護員養成研修事業 介護支援専門員資質向上事業
支援 	 認知症介護研修事業 介護事業所医療対応力向上研修会事業

指標名	現状			目標
1日1示 12	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
(参考指標)福祉職員生涯研修受講者数 (人)	3,482	3,271	-	-
介護支援専門員研修修了者数(人)	1,898	1,431	1,426	4,200 (2021~2023 年累計)
認知症介護従事者研修修了者数(人)	687	653	368	2,000 (2021~2023 年累計)

- 次代を担う若い世代に、将来の進路選択肢としてもらえるよう、福祉施設職員や専門職能団体の会員
 等による中高生のための出前講座等を実施するとともに、啓発グッズを作成し県内全中学校・高等学
 校等へ配布して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を伝えています。
- 介護の仕事に関しては、「社会的に意義のある仕事」、「やりがいのある仕事」といったプラスのイメージがある反面、「夜勤などがありきつい仕事」、「給与水準が低い仕事」などのマイナスのイメージが混在していますが、正確な情報の提供による正しい理解の促進とイメージアップを図ることが必要です。

【施策の方向性】

◆普及・啓発

- 次代を担う若年世代や進路選択に影響力を持つ保護者等を対象に、介護の仕事の現状や魅力を伝えるため、訪問講座の開催や広報啓発ツールを作成するなど、福祉・介護に対する理解の向上やイメージアップを図ります。
- ・中学生、高校生や福祉に関心のある一般求職者等に対し、多くの事業所との協働と連携により福祉の職場体験の機会を提供します。
- 教育委員会と連携し、学校、教育関係機関、地域、社会福祉協議会等によるキャリア教育の推進、 充実等を図るためのネットワークづくりを進めます。
- ・ | | 月 | | 日の「介護の日」に合わせ、事業者団体等と連携して、介護技術コンテスト等高齢者や介 護に対する県民の理解を深めるためのイベント等を行い、地域社会における支え合いの大切さを啓 発します。
- 様々な分野で学ぶ学生が各専門分野の知識を活かして福祉・介護の課題を解決するアイディアコン テスト等を開催することで、若者の福祉・介護業界への関心を高め、将来の職業としての可能性を 示すとともに、イノベーションの進展による福祉・介護現場の活性化を目指します。
- 介護サービス事業所の選択や職場環境の理解に役立てるため、サービス内容や利用環境、処遇状況 などを含む介護サービス情報の公表を進めます。

【主な事業】

施策	主な事業
	• 福祉職場 PR 事業
普及・啓発	• 福祉の職場体験事業
	• 介護サービス情報の公表事業

指標名	現状			目標
5日1示 1 0	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
中高生等のための出前講座受講者数(人)	2,274	3,559	2,983	8,800 (2021~2023 年累計)
福祉の職場体験者数(人)	568	721	79	I ,200 (2021~2023 年累計)
介護サービス情報公表対象事業所の 公表割合(%)	92.4	89.9	-	94.0 以上

- 少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供 が行えるようにするため、業務の効率化にも取り組んでいくことが必要です。
- 介護従事者の負担軽減等の観点から介護ロボット・ICT の活用が始まってきています。
- 介護現場における業務を、身体介護を伴う専門業務と清掃や配膳など周辺業務とに仕分けをし、周辺 業務への元気高齢者等の参入に取り組むことが必要です。

【施策の方向性】

◆介護現場における業務仕分け

介護現場における業務仕分けを行い、元気高齢者等に介護助手やボランティアとして介護職場の「周辺業務(間接支援業務)」を担ってもらうことで、介護職員の負担軽減につなげるとともに、リーダー的な介護職員を育成し、介護人材の役割分担・機能分化を進めることで、多様な人材によるチームケアの実践力と介護職員の専門性を高め、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図ります。

◆働き方改革の推進

- 介護サービス事業所の人材確保・定着力を強化するため、経営者等を対象とするセミナーを開催するとともに、施設等の労務管理、人材マネジメント(キャリアパス構築・雇用管理改善・人材育成・ストレスマネジメント・ハラスメント対策)等に関する様々な課題に関して専門家をアドバイザーとして派遣し、相談支援をします。
- 介護サービス事業所におけるハラスメント対策を推進するため、厚生労働省の作成した介護現場におけるハラスメント対策マニュアル等の周知を図ります。
- 介護サービス事業所における職員の業務負担軽減や事務の効率化、生産性向上、接触機会の低減に 資するため、見守りや移乗支援、排泄支援などの介護ロボット、また、介護記録から請求業務まで が一気通貫で行うことができるよう、ICTの導入を支援します。
- 介護ロボットや ICT の導入効果については、導入を検討している介護サービス事業所の参考となり、介護現場での活用促進につながるよう、県ホームページで公表していきます。
- 介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続き
 に関する簡素化、様式例の活用による標準化等を進めることにより、介護サービス事業所の業務の
 効率化を支援します。
- ・職員の子どもを預かる施設内保育所を運営する介護サービス事業所等に対する運営費の補助により、 介護職員の働き易い環境を整備し、労働環境の改善に向けて支援します。

施策	主な事業
介護現場における業	• 介護助手等導入によるチームケア推進事業
務仕分け	• 川段助子寺寺八による) ムノノ推進事業
	• 介護サービス事業所へのアドバイザー派遣、福祉人材確保・定着支援セミナー
働き方改革の推進	の開催(福祉・介護人材マッチング支援事業)
1 割さ力以早の推進	• 介護ロボット・ICT 導入支援事業
	• 施設内保育所運営費補助事業

指標名	現状			目標
11标心	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
介護助手等導入によるチームケア推進事 業実施法人数(法人)	_	-	I	10
介護ロボット・ICT 導入支援事業所数(法 人)	4	5	12	┃50 (2021~2023 年累計)

第7章 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

章の 高齢者や家族がそのニーズや心身の状態にあった施設や住まいを主体的に選択し、住み慣れ **目標** た地域で安心して生活することができる社会を目指します。

第1節 介護保険施設等の整備

現状と課題

- 第7期計画に基づき、介護老人福祉施設等の整備を進めた結果、令和2年(2020年)4月末時点の在宅の介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)への入所希望者数は2,022人となり、年々減少しています。
- 利用者のプライバシーに配慮し、できるだけ家庭に近い雰囲気で生活することができる個室・ユニット型は介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)の定員数に占める割合が4割を超え、着実に整備が進んでいます。
- 身近な地域で家庭的なサービスを受けることができる地域密着型介護老人福祉施設の定員数は介護 老人福祉施設(地域密着型を含む。)全体に占める割合が約14%を超え、また、認知症高齢者グルー プホームは住み慣れた地域で安心した暮らしを継続することができるとして、着実に整備が進んで います。
- 医学的管理の下で看護・介護サービスやリハビリテーションを提供する介護老人保健施設については、在宅復帰や在宅療養支援のための機能をさらに強化することが求められています。
- 高齢者施設における入所者の年齢は「85歳以上」が最も多くなっており、今後令和22年(2040年)をピークに85歳以上人口が増加していくことを見据えつつ、需給バランスを精査し、地域の 実情に応じた施設整備を推進していく必要があります。
- ・ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護需要の受け皿となっている状況から、
 これらの整備見込数も踏まえ、介護保険施設の整備を引き続き推進する必要があります。
- 介護療養型医療施設については、経過措置期間とされている令和5年度(2023年度)末までに、
 医療機関の意向や地域のニーズを踏まえ、介護医療院等への転換を支援する必要があります。

【施策の方向性】

◆介護保険施設等の整備に対する支援

- 介護老人福祉施設等の介護保険施設については、老人福祉圏域ごとの定員数と将来のサービスの必要量の見込との需給バランスを精査し、有料老人ホーム等の多様な住まいの整備見込数も踏まえ、 整備します。また、老朽化した施設の建替や大規模修繕を必要に応じて行います。
- できるだけ身近な地域で家庭的な雰囲気の中で介護が受けられるよう、地域密着型介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の地域密着型施設の整備を支援します。
- 利用者のプライバシーを守り、家庭に近い雰囲気でこれまでと変わらない生活が送れるよう、個室・ ユニット型の整備を推進しつつ、利用者の負担や希望を踏まえ、ユニット型と多床室のバランスの 取れた整備を促進します。
- 介護老人保健施設については、圏域ごとに必要とされる施設整備や改築を支援し、その機能を活かした入所者の在宅復帰や在宅介護の支援を強化します。
- 介護療養型医療施設等が介護医療院等へ円滑かつ早期に転換できるよう、転換に伴い必要な施設整備に対して支援します。

施策	主な事業
介護保険施設等の整	老人福祉施設等整備事業地域医療介護総合確保基金事業(施設整備分)
備に対する支援	• 病床転換助成事業

指標名	現状			目標
31817570	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (人)	11,472	11,526	11,633	11,818
地域密着型介護老人福祉施設(小規模特 養)(人)	1,828	1,924	1,953	2,187
介護老人福祉施設(地域密着型を含む。) における地域密着型施設の占める割合 (%)	13.7	14.3	14.4	15.0
介護老人福祉施設(地域密着型を含む。) の定員数におけるユニット型の割合(%)	41.3	41.3	41.4	42.0

- 高齢者が安全と安心を感じながら暮らせる社会の実現を図るには、高齢者の住まいが安定的に確保されることが重要です。
- 高齢者住まい法に基づく「長野県高齢者居住安定確保計画」(計画期間:平成30~令和5年度(2018~2023年度))との調和を図り、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報を提供していくを図っていく必要があります。
- 軽費老人ホームは低額な料金で高齢者が安心して生活することができる施設として大きな役割を果たしていることから、引き続き一定数を確保する必要があります。
- 養護老人ホームは、困難な生活課題を抱える高齢者の自立支援のための施設として施設の役割は重要 ですが、開設から相当年数が経過しており、老朽化による改築が進められています。
- 養護老人ホームにおいて、収容余力がある場合には契約入所が認められており、居住に課題を抱えている方を対象に、今後入所への活用が期待されます。
- 介護老人福祉施設は申し込みから入所までの期間が約9ヶ月と一定期間を要することから、比較的入 居までの期間が短く入居しやすい有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が着実に進ん でいます。特に近年、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住まいの選択肢として、都市部でニー ズが高まっています。
- 有料老人ホーム等では中重度の要介護者の入居者の増加により、特定施設サービス計画に基づき介護 保険のサービスを提供できる特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設(介護付き有料老人ホーム) が増えています。
- 一人暮らしの高齢者の世帯は現役世代に比べて収入が減少するため、地域で自分らしく暮らすためには、低額な家賃の住まいを確保することが必要です。
- また、身寄りのない高齢者が民間賃貸住宅への入居を希望した場合、賃貸住宅の所有者が高齢者の入 居に対する不安から入居を拒否するケースもあることから、高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の 確保に加え、入居後の見守り等、生活の支援も必要です。
- 一人暮らしの高齢者で身寄りのない方や親族の支援が得られない方等が賃貸住宅に入居する場合は、 自ら連帯保証人を確保することが難しく、第3者による保証等の支援が必要です。

【施策の方向性】

◆多様な住まい方の整備

- 介護保険施設のほかに、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウスなど、多様な高齢者向けの住まいの整備を引き続き支援します。
- 介護保険のサービスを提供できる特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設(介護付き有料老人ホーム等)への整備を支援します。
- 「長野県高齢者居住安定確保計画」との調和を図り、民間事業者等の創意工夫による運営が可能な 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報を提供します。

◆多様な住まいへの支援

- 経費老人ホーム(ケアハウス)については引き続き低所得高齢者の自己負担を軽減し、施設で安心した生活をおくることができるよう事務費に対する支援を行います。
- ・老朽化が進んでいる養護老人ホームについては、施設の改築や適正化に対し支援します。
- 特定有料老人ホームを含む有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者は介護度が年々重度化することが見込まれることから、入居者が必要な介護サービスを施設から受けることができる特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定め、計画的に指定を行います。

 ・高齢者が多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいの選択に役立てるとともに、市町村が有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を正確に把握し、業務に活用することが出来るよう県ホームページで情報提供します。

◆住まいの安定的な確保

- 住宅の確保が困難な高齢者については、公営住宅の持つ住宅セーフティネット機能が果たされるよう、公営住宅の供給にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえつつ必要数を確保します。
 - ▶ 県営住宅建替事業(令和3年度(2021年度)~)予定含む
 - ▶ 県営住宅アルプス団地(安曇野市)
 - ▶ 県営住宅常盤上一団地(大町市)
 - ▶ 県営住宅大萱団地(伊那市)
- 高齢者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度等について、県ホームページで情報提供します。県内に所在する住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の詳細等については、「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索することができます。
- 入居に必要な連帯保証人の確保が困難な高齢者向けに、県社会福祉協議会が実施する入居保証・生活支援事業「長野県あんしん創造ねっと」の周知を図ります。
- 福祉有償運送の運転者確保に必要な講習の円滑な実施を支援します。

【工《于木】	
施策	主な事業
多様な住まい方の整 備	地域医療介護総合確保基金事業(施設整備分)老人福祉施設等整備事業
多様な住まいへの支 援	• 軽費老人ホーム事務費補助事業
住まいの安定的な確 保	 ・県営住宅建替事業 ・新たな住宅セーフティネット制度普及事業 ・「長野県あんしん未来創造」サポート事業

【主な事業】

指標名	現状			目標
3日1赤 10	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
養護老人ホーム(人)	١,726	1,791	1,691	١,636
軽費老人ホーム(ケアハウス)(人)	1,518	1,516	1,545	I,583
生活支援ハウス(高齢者生活福祉セン ター)(人)	378	378	380	380
(参考指標) 有料老人ホーム(定員数)	7,247	7,391	-	8,200 (整備見込)
(参考指標) サービス付き高齢者向け住宅(戸)	3, 273	3,420	-	3,954 (整備見込)

- 高齢者が自宅等の住居内の段差などにより転倒し、介護が必要となるケースが多い(介護・介助が必要になった主な原因:転倒や骨折 19.4%「令和元年度(2019年度)高齢者生活・介護に関する実態調査」)のため、高齢者にやさしい住宅改良促進事業により、日常生活をできる限り自力で行えるようにする居室等のバリアフリー化を支援してきました。
- また、入居者が安心して生活できるよう、介護老人福祉施設多床室のプライバシー保護のための改修 や防犯対策、ブロック塀改修等への支援を行いました。
- 今後も引き続き安心安全な住環境を作るために、住宅のバリアフリー化・適切な施設改修を進める必要があります。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が利用者本位の質の高いサービスを提供できるよう、
 有料老人ホーム設置運営指導指針に基づいた指導を行う必要があります。
- また、高齢者が入居し、食事や介護サービスの提供を行う施設については、有料老人ホームの届出が 義務付けられていることから、未届のまま運営をしている施設がないよう、市町村や地域包括支援センター等と連携しながら、届出を行うよう指導する必要があります。

【施策の方向性】

◆良質な居住環境の確保

- ・高齢者に多いヒートショックの防止のため、高断熱、高気密等の環境にやさしく健康長寿に資する
 健康エコ住宅の普及を促進します。
- 高齢者の身体機能が低下しても住み慣れた自宅で生活が続けられるように、段差解消、手すりの設置、浴室・トイレ改修など身体の状況に合わせた、使いやすく、また介護サービスを受けやすい居住環境の改善を促進します。

◆安心・安全なサービスの提供

・ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の適正な運営並びに入居者の保護を図ることを目的に、指導指針に基づき、利用者本位の質の高いサービスの提供が確保されるよう、適切に指導・助言を行います。また、引き続き有料老人ホームの設置届出の指導に努めます。

【主な事業】

施策	主な事業	
良質な居住環境の確	• 環境配慮型住宅普及促進事業	
保	• 高齢者にやさしい住宅改良促進事業	
安心・安全なサービ	• 地域医療介護総合確保基金事業(施設整備分)	
スの提供	• 老人福祉施設等整備事業	

指標名	現状			目標
1日1示 12	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
未届有料老人ホーム(県所管)の施設 数(か所)	0	0	_	0

第8章 災害・感染症の対策

章の 高齢者施設等における災害や感染症に対する対応力を強化し、利用者及び職員のいのちと安 目標 全を守るための体制を確保します。

第1節 災害対策の推進

現状と課題

- 災害援助協定など、近隣施設との相互協力体制を整えている施設は33.7%となっています。(「令和 元年度(2019年度)高齢者生活・介護に関する実態調査」)
- 令和元年東日本台風(台風 19 号)による高齢者施設の被災事例の教訓から、大規模災害時は近隣
 施設も同様の被害を受け協力体制に支障が出ることが想定されるため、圏域を超え、相互に被災施
 設利用者を受け入れる体制を検討する必要があります。
- 介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所(訪問サービスを除く)は、非常災害に対する具体的な計画(非常災害対策計画)の作成が義務付けられていますが、策定率は74.8%となっています(平成30年(2018年)3月調査で対象施設のうち回答のあった施設数)。
- また水防法や土砂災害警戒法により、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地している施設は、 避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられていますが、策定率はそれぞれ 40.1%(水防 法)、44.4%(土砂災害防止法)にとどまっています。
- また、高齢者施設等は災害等で被災した場合でも、利用者の安全を確保しつつ事業を継続する必要 がありますが、業務継続計画(BCP)の策定率は、全国アンケートによると 29.7%に留まっていま す。策定していない理由として「事業活動の中断が重大なレベルまで達したことがほとんどない」、 「策定したいが専門知識が不足」などの回答が多く挙げられており、その他 BCP の認知度の低さも 一因となっています。(「令和2年(2020年)3月社会福祉施設等における BCP の有用性に関する 調査研究事業」厚生労働省)
- さらに、令和3年(2021年)4月施行の居宅基準等の条例改正により、介護保険サービスの指定 を受ける全施設・事業所に対して、非常災害に係る BCP の策定、研修及び訓練の実施の取組が義務 付けされました(3年の経過措置期間あり)。
- このため、高齢者施設等における非常災害対策計画や避難確保計画、BCPの策定と、これらの計画 に基づく訓練の実施などに向けた支援が必要です。
- 高齢者施設等が災害による停電・断水時にも施設機能を維持することができるよう非常用自家発電
 設備や給水設備の整備などへの支援を行っています。

【施策の方向性】

◆高齢者施設等における災害対応への支援

- ・台風等大規模災害の発生に備えて、広圏域ごとに、被災施設の利用者の受入先や、搬送など関係者間のルール作りを行い、共有します。
- 災害に備えて高齢者施設等において定める非常災害対策計画や避難確保計画、事業継続計画(BCP)の策定や改訂、また計画に基づき避難訓練等を行うための研修会や個別相談会などを実施し、施設等における災害対応を支援します。
- 利用者が安心して暮らすことができるよう、土砂災害警戒区域内には原則として整備しないほか、 福祉避難所の指定を受けるなど、安全・安心に配慮した施設整備に対して支援するとともに、施設 の耐震化や老朽化した施設の改築を支援します。
- 高齢者施設等における防災・減災対策のため、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策としての改修等を支援します。
- 市町村や高齢者施設等に対して、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定について情報提供する
 とともに、避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援します。
- 浸水想定区域に立地する高齢者施設等における「逃げ遅れゼロ」を目指すため、施設の水害対策等の実態を調査し、必要な対策の立案などを支援します。

【主な事業】

施策	主な事業
支援体制の整備	• 高齡者施設災害対策研修事業
又版仲前の笠悀	 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付事業

指標名	現状			目標
J目1示 1D	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
非常災害対策計画策定率(%)	74.8	-	-	100
避難確保計画策定率(水防法)(%)	40.1	-	-	100

- 高齢者施設は、感染症への抵抗力が弱い高齢者等が集団で生活する場のため、ひとたびウイルス等が 持ち込まれた場合は感染が広がりやすいことから、外部から持ち込まず拡げない対策が重要となって います。
- 「新興感染症等」については、発生時期、感染力、病原性などについて、事前に予測することが難しいですが、新興感染症等の発生後、速やかに対応できるようあらかじめ準備を進めておくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症等新興感染症の発生予防のため、高齢者施設等では、マスクや消毒液等 平時から使用する衛生資材等については一定量の備蓄及び適切な管理を行うことが有効です。また県は、施設等において感染が発生した場合でも必要なサービスを継続して提供できるよう、ガウンやフェイスシールド等の衛生資材等の備蓄を行っています。
- 高齢者施設で新型コロナウイルス感染症等新興感染症が発生した場合に、感染者または濃厚接触者となった職員が入院または自宅待機となることで職員不足が生じ、必要な介護サービスの提供が困難となることから、施設間での応援体制を整備し、応援職員派遣を実施しました。
- 高齢者施設において、感染が発生した場合等に備え、生活空間等の区分けに係るシミュレーションや、
 関係者との相談を行うとともに、感染者が発生した場合の対応方針については、入所者や家族等と共有しておくことが必要です。
- また、令和3年(2021年)4月からは、介護施設・事業所において、感染症に係る業務継続計画(BCP)の策定や、研修及び訓練の実施が求められます(3年の経過措置期間あり)。
- さらに、入所施設以外の介護事業所においても、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討 する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施が求められました(3年の経過措置期間あり)。

【施策の方向性】

◆支援体制の整備

- 価格の高騰や流通量の減少等により、市場で購入しにくい衛生資材等については、県で調達し配布 するとともに、感染が発生した場合には県の備蓄から衛生資材等を提供することにより、高齢者施 設等におけるサービスの提供を支援します。
- ・感染症発生時でも必要なサービスが継続できるよう対応方針(業務継続計画(BCP))の作成や感染症防止対策に必要な衛生資材等の備蓄及び適切な管理について高齢者施設等に促します。
- 高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症等新興感染症が発生したことに伴い、介護職員等が不足 する場合に、施設利用者へのサービス提供を確保するため、他の法人の施設から応援職員を派遣し ます。
- 高齢者施設等の社会福祉施設等において、感染症に関する正しい知識の周知と感染予防策の徹底を 図るため保健福祉事務所において研修会を開催し、感染拡大防止に係る取組を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症等新興感染症対策においては、高齢者施設における施設内感染を防止するため、利用者や従事者に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、施設内において陽性者が発生した場合には、積極的に感染拡大防止のための措置を講じます。
- 新型コロナウイルス感染症等新興感染症のクラスター対策においては、発生施設の状況に応じて感染症対策の専門職の派遣等を実施します。
- ・高齢者など重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等と連携して、情報を発信すると ともに、高齢者等の集まる場所などの感染防止に関する注意喚起等を行います。
- ・高齢者施設・事業所に対して、適切な感染防止策(距離の確保、手を触れる箇所の定期的な消毒、 検温、マスク着用、換気等)の徹底を促します。
- 全事業所に対して、委員会の開催、指針の整備状況等の確認と必要な支援を実施します。

施策	主な事業
	• 社会福祉施設等応援職員派遣支援事業
支援体制の整備	• 新型コロナウイルス感染症新興感染症に係る介護サービス事業所等に対する
	サービス継続支援事業
	• 社会福祉施設等感染症等研修会

指標名	現状			目標
5日1示 1 0	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
感染症に係る業務継続計画(BCP)の 策定済事業所数(%)	_			100
感染症の予防及びまん延の防止のため の指針の整備済事業所数(%)	_	_	_	100

- 県内では、概ねすべての市町村で福祉避難所が指定されるとともに、「災害時住民支え合いマップ」の 作成地区数が増加し、要配慮者に対する防災避難体制等の対策が推進されましたが、令和元年東日本 台風等の要配慮者利用施設の被災事例からの教訓等を踏まえ、引き続き、災害時における要配慮者支 援対策を推進していく必要があります。
- 国は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」平成25年(2013年)8月内閣府(防災担当))の中で、市町村が平常時から取り組むべき要配慮者支援対策として、
 - 高齢者や障がい者に対する災害時に主体的に行動できるための研修や、防災関係者に対する地域の 防災力を高めるための研修
 - ② 民間団体等(民間企業、ボランティア団体等)との連携による防災訓練を通じた、情報伝達や避難 支援が実際に機能するかの点検 などが適切との見解を示しています。
- 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年(2016年))4月内閣府(防災担当))では、 福祉避難所の設置主体である市町村は、平常時から行政職員や要配慮者等幅広い関係者が参加する実 践型の福祉避難所設置・運営訓練を企画・実施することとされています。
- 「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年(2020年)12月内閣府(防災担当))では、福祉避難所ごとに受入対象者を特定して公示する制度の創設や、事前に受入者の調整を行うこと等により、福祉避難所への直接避難を促進することとされています。
- 福祉避難所の指定は概ねすべての市町村で完了しましたが、福祉避難所設置・運営訓練など、実際の 災害を想定した要配慮者避難支援体制の点検等を日頃から行う必要があります。
- 「災害時住民支え合いマップ」の作成過程を通じ、災害発生後の避難時に支援が必要な在宅の要配慮 者への支援等の地域課題が共有され、住民主体の支え合い活動の充実が見込めるため、引き続き市町 村における「災害時住民支え合いマップ」の作成・更新を支援する必要があります。

【施策の方向性】

◆支援体制の整備

- 実際の災害を想定した福祉避難所設置・運営訓練の実施を市町村に働きかける等、より実効性のある要配慮者支援体制の構築を推進します。
- 社会福祉法人、福祉職能団体等が参画する災害福祉広域支援ネットワークにおける、災害派遣福祉
 チーム員の養成・訓練の円滑な実施を支援します。
- 市町村における「災害時住民支え合いマップ」の作成及び更新を支援します。

【主な事業】

施策	主な事業		
	• ボランティア活動支援事業		
支援体制の整備	• 災害時住民支え合いマップ作成促進事業		
	• 地域医療介護総合確保基金事業(施設整備分)		

指標名	現状			目標
5日1示 1 0	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
(参考指標)福祉避難所の設置・運営 訓練を実施する市町村数(市町村)	8	6	-	増加

章の	高齢者が虐待、特殊詐欺、交通事故などの被害にあわず、安全にかつ安心して豊かな日常生
目標	活を送ることができ、いつでも高齢者が必要な支援を受けられる社会を目指します。

第1節 高齢者の権利擁護

現状と課題

- ・ 虐待の未然防止や早期発見・適切な対応を目的に、高齢者虐待の対応機関である市町村・地域包括
 支援センター職員向けに研修を行い、基礎知識の習得、実践力の向上を図ってきました。
- ・ 虐待によりやむを得ず施設入所が必要な場合は、施設所在市町村が担うこととしていますが、実施
 にあたっては入所する高齢者の住民票がある市町村に協力依頼し情報提供を受けるほか、連携して
 支援にあたる必要があります。
- 近年、養護者による虐待件数が増加していることを踏まえ、虐待の未然防止や早期発見などの取り 組みが充実するよう支援を図る必要があります。
- 養介護施設従事者等による虐待の通報件数の増加やケースの複雑化等に伴い、市町村の体制の充実や、養介護施設従事者を対象とした虐待防止や早期発見に向けた研修の継続実施が必要です。
- 令和3年(2021年)4月施行の居宅基準等の条例改正により、介護保険サービスの指定を受ける 全施設・事業所に対して、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の防止のための対 策を検討する委員会、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けされました(3年 の経過措置期間あり)。
- 認知症や障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある高齢者等を社会全体で支え 合うことが喫緊の課題となっています。このため、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28年法律第29号)において、その利用促進に関する国及び地方公共団体の責務が定められてい ます。
- 令和元年(2019年)5月、国の基本計画上の目標(KPI)として、令和3年度(2021年度)末までに全市町村が法に基づく市町村計画を策定するとともに、中核機関を整備することとされました。 権利擁護を必要とする高齢者等が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、成年後見 制度の利用促進体制づくりを加速する必要があります。
- また、国の基本計画において、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、
 意思決定支援の在り方についての指針の作成について検討することとされ、令和2年(2020年)
 10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が示されています。

【施策の方向性】

◆高齢者虐待の防止

- 近年、介護家族等による虐待が増加していることを踏まえ、市町村・地域包括支援センター職員への研修を行い、高齢者虐待の未然防止と、虐待事例の早期発見・早期対応を図ります。
- 高齢者虐待に関する相談・通報窓口について、住民や養介護施設に周知されるよう、市町村に徹底します。
- 介護サービス事業者に対して、従事者等による虐待についての講習を行い、介護施設内における 虐待の防止・早期発見を図ります。また、高齢者の尊厳の保持及び権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得した看護指導者による研修を実施し、施設内における看護職員の資質向上を支援します。
- 介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所に対して、委員会の開催、指針の整備状況等の確認と必要な支援を実施します。

 解決が困難な虐待事例等が発生した市町村に対して、弁護士・社会福祉士による高齢者虐待対応専 門職チームを派遣して専門的助言・支援等を行う「高齢者虐待対応伴走支援事業」の周知を図り、 市町村との連携強化を強化していきます。

◆成年後見制度の利用促進

- 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等の権利・利益を保護し、自立した生活を支援するため、市町村が設置し、住民への広報や相談支援等を行う中核機関の機能強化及び地域における支援 関係機関や専門職団体等の連携体制づくりを進め、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づく適切な後見事務が行われるよう、成年後見制度に関する研修等において普及・啓発を図ります。

【主な事業】

施策	主な事業		
	• 市町村・地域包括支援センター職員実務基礎講習		
高齢者虐待の防止	• 介護施設・サービス事業従事者実践講習		
	• 高齡者虐待対応伴走支援事業		
	• 介護施設等における看護指導者養成事業		
成年後見制度の利用	 権利擁護推進事業 		
促進	▼ 惟们班砖1世还书禾		

指標名	現状			目標
3日1赤 10	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
高齡者虐待対応研修受講者数(累計) (人)	I,648	1,903	2,195	2,600 人以上
高齢者虐待の通報窓口を周知している 市町村数(市町村)	66	71	-	全市町村 (77)
成年後見制度利用支援事業に係る実施 要綱の制定市町村数(市町村)	70	70	-	全市町村 (77)
(参考指標)成年後見制度申立件数(暦 年)(件)	571	504	-	-
(参考指標)養護者による高齢者虐待 件数(件)	334	353	-	減少
(参考指標)養介護施設従事者による 高齢者虐待件数(件)	q	7	-	減少

- 県消費生活センターに寄せられる相談件数は全体としては減少傾向にある一方で、60歳以上の高齢 者に係る相談は4割超となっています。
- また、特殊詐欺の被害者については、約7割から8割が60歳以上の高齢者となっています。
- 特殊詐欺被害など高齢者の消費者トラブルを防止するため、消費者相談窓口や福祉担当課、福祉団体等との連携による見守りネットワーク構築を通じ、誰もが被害者になりうるという当事者意識を高めるとともに、最新の被害事例や悪質商法などについて周知啓発を図る必要があります。
- また、高齢者が相談しやすい身近な市町村の消費者相談窓口や消費生活センターの充実を図るため、
 相談員等への技術的な支援とともに、広域連携による消費生活センター設置を働きかける必要があります。

【施策の方向性】

◆相談機能の充実

県消費生活センターの機能の充実・強化を図るとともに、高齢者が相談しやすい身近な市町村の消費者相談窓口や消費生活センターを充実するため、相談員等への技術的な支援とともに、広域連携による消費生活センター設置を促進します。

◆未然防止

高齢者の消費者トラブル、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、高齢者等見守りネットワークの構築や、最新の被害事例等を踏まえた広報・啓発活動の実施により、高齢者の安全で安心な生活を確保します。

【主な事業】

施策	主な事業		
相談機能の充実	消費生活相談窓口強化事業		
未然防止	• 消費者教育充実事業		
木 派防止	• 防犯意識向上事業		

指標名		目標		
3日1赤10	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
特殊詐欺被害件数(暦年)(件)	140	154	-	90 以下
高齢者見守りネットワークの構築市町 村数(市町村)	64	67	-	全市町村 (77)
市町村消費生活センターの人口カバー 率(%)	84.4	84.4	-	100
消費者大学・出前講座等への年間受講 者(人)	22, 564	18,403	_	20,000 以上

第3節 交通安全対策の推進

現状と課題

- 全交通事故(件数)に占める高齢者の関与する事故の割合は、増加傾向にあり、交通事故死者数に 占める高齢者の割合は5割を超える高い割合で推移しています。また、高齢者が加害者となる事故 件数は、平成27年(2015年)の2,044件から、令和元年(2019年)には1,657件となり減少 に転じていますが、交通事故件数全体に占める割合は増加(平成27年(2015年):23.1%⇒令和 元年(2019年):26.4%)しています。
- 「高齢者が事故に遭わない、起こさない」ための各種啓発活動を最重点に引き続き取り組んでいく 必要があります。
- 高齢ドライバーに起因する交通死亡事故の防止のため、令和2年(2020年)4月に県が策定した 「高齢ドライバー運転事故防止関連対策指針」においては、高齢ドライバーに加齢に伴う運転機能 の低下の衰えへの気付きを促す対策とともに、運転を継続せざるを得ない高齢者に対する安全運転 に向けた支援と、免許証を返納した高齢者の日常生活における移動手段の確保を含む支援が必要と され、これらに関する施策が求められているところです。

【施策の方向性】

◆啓発・移動手段の仕組みづくり

- 季節別の交通安全運動において、高齢者の交通事故防止を活動の重点とし、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施します。
- 運転免許証自主返納制度及び市町村が行う自主返納者に対する各種支援施策を周知するための広報
 啓発を行います。
- 身体機能や運転技術の低下に対する「気づき」につながる参加・体験・実践型の交通安全教育を充 実します。
- 運転免許証を返納した高齢者等の移動や日常生活の支援のため、取組事例集の作成・普及により、
 地域内での助け合いによる移動手段の確保を図る仕組みづくりを促進します。
- ・高齢者の生活支援サービスとしての移送サービスの創設や拡充の取り組みについて、研修等を通じて支援します。

【主な事業】

施策	主な事業
啓発・移動手段の仕	• 交通安全啓発活動事業
組みづくり	● 义迪女王召光冶勤争未

指標名		目標		
3月1示 1 2	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
交通事故死者に占める高齢者の割合 (暦年)(%)	57.6	55.4	-	減少

III. よりよい介護サービスの提供・利用に向けて

第10章 介護保険制度の適切な運営

拿の 1 1 介護保険制度の適正な運用や保険者機能の強化を支援し、所得に応じた負担で質の高い介護 サービスを提供できる仕組みを構築することにより、介護保険制度が適切かつ安定的に運営さ れる社会を維持します。

第 | 節 介護サービスの質の向上

現状と課題

 法改正や介護報酬の改定等に伴い、介護保険制度が複雑化する中、制度が適正に運用され利用者本 位の質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業所に対して、制度の周知や適切な 指導を行う必要があります。また、市町村に対しても、適切に事業所に対する指導等を行えるよう 支援することが必要です。

【施策の方向性】

◆適正な事業運営のための指導・支援

- 集団指導や実地指導等を通じて、介護サービス事業所に対して制度の周知や適切な指導を行います。
- 不正な行為や基準違反の疑いのある事業所に対しては、迅速かつ重点的な監査を実施します。

◆市町村が行う介護サービス事業所への指導等に対する支援

・地域密着型の介護サービス事業所や居宅介護支援事業所に対し、適切に指導・監査等が行われるよう、市町村を対象とした研修会の開催など必要な支援を行います。

【主な事業】

施策	主な事業
適正な事業運営のた	• 介護サービス別集団指導
めの指導・支援	 実地指導
(の)) 指导・文抜	• 監査
市町村が行う介護	• 市町村集団講習
サービス事業所への	• 同行研修
指導等に対する支援	• 実地訪問·合同事業者指導

指標名		目標		
J目1示 1D	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
介護サービス別集団指導参加率(%)	82.8	81.1	-	83.0以上

- 介護サービス利用者がそれぞれの状態に応じた介護サービスを利用するには、適正に要介護(要支援) 認定が行われることが不可欠です。そのためには、申請された方の状態を最初に調査する認定調査員、 審査判定を行う介護認定審査会の委員、意見書を作成する主治医など、認定のそれぞれの手続きに関 わる者の資質向上に努めることが重要です。
- 引き続き、公平かつ公正な調査及び審査判定の実施、主治医意見書のより適切な記載が行われるよう、
 要介護(要支援)認定に携わる関係者への研修を実施していく必要があります。
- 要介護(要支援)認定の制度や認定結果に対する相談が多い状況にあります。また、令和3年(2021年)4月から介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化により、市町村の判断で要介護認定者も引き続きサービスを利用できるとされるなどの制度改正が行われました。引き続き、住民等に対し、要介護(要支援)認定に係る仕組みや制度を周知していく必要があります。
- 県・市町村、長野県国民健康保険団体連合会が窓口となって苦情・相談に対応し、介護サービスの質の確保や介護保険制度に対する信頼性の向上、安定的な制度運営に努めていますが、寄せられた苦情・相談を介護サービス事業者への指導等に反映させ、より適切な介護サービスの提供につなげる必要があります。
- 介護サービスの利用者等の適切な事業所選択に資するよう、介護サービス情報公表制度をより周知していく必要があります。
- 福祉サービス第三者評価事業について、事業者に対する周知と勧奨に取り組み、受審を促進する必要 があります。

【施策の方向性】

◆サービス利用者支援

- 市町村が行った要介護(要支援)認定に関する処分や保険料の賦課徴収に関する処分等に対する不服の審理及び裁決を行う第三者機関として、介護保険審査会を運営します。
- 認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対する研修を実施することにより、要介護(要支援) 認定の適切な実施を支援します。
- 要介護(要支援)認定の仕組みや制度について、県民等に周知を図ります。
- 介護サービス事業者が苦情に適切に対応し、適正なサービスが提供されるよう、集団指導及び実地 指導において事業者に対して必要な助言、指導を行います。

◆情報の提供とサービス評価

- 介護サービス利用者の最適な事業所選択に資する介護サービス情報の公表制度について周知するとともに、より多くの対象事業所が公表するよう働きかけます。
- 福祉サービス第三者評価事業について、事業者に対し受審を促進することによりサービスの質の向上を図るとともに、評価結果を積極的に公表します。

施策	主な事業			
	• 介護保険審査会運営事業			
	• 認定調查員等研修事業			
サービス利用者支援 • 国保連合会による苦情処理事業<県補助事業>				
	• 福祉サービスに関する苦情解決事業(県社協)			
	• 介護サービス別集団指導			
情報の提供とサービ	• 介護サービス情報の公表事業			
ス評価	• 福祉サービス評価推進事業			

指標名		目標		
1日你心	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
介護サービス情報公表対象事業所の公 表割合(%)	92.4	89.9	-	94.0以上

- 市町村の保険財政が悪化した場合等には、必要に応じて財政支援を行うなど、介護保険制度の安定 的かつ適正な運営を図る必要があります。
- 介護保険料は、所得に応じて9段階(標準)で設定されますが、世帯非課税者等についてはさらに 負担の軽減を図ります。
- 介護サービス利用者は、所得に応じてサービスに要した費用の | 割、2割または3割を利用料として負担しますが、所得に関わらず介護サービスを利用できるよう利用料の軽減を図る必要があります。

【施策の方向性】

◆市町村の介護保険運営に対する支援

- 見込を上回る給付費の増加や保険料収納の悪化により保険財政に不足が生じた市町村に対し、財政 安定化基金による資金の貸付または交付を行い、保険財政の安定を図ります。
- 介護保険制度の運営状況を踏まえて市町村に対して技術的助言を行い、介護保険制度の適正な運営 を推進します。

◆低所得者の介護保険料軽減への支援

•低所得者への保険料の軽減を実施する市町村に対して助成し、市町村の負担軽減を図ります。

◆低所得の利用者等の介護サービス利用料軽減への支援

- 介護サービスを利用する低所得者等への利用者負担の軽減を行う市町村に対して支援することにより、低所得者の介護サービス利用料の負担軽減を図ります。
- 介護サービスの利用者負担額や年間の医療と介護の合計負担額が、所得に応じて設定された限度額
 を超えたときは、超えた分を保険給付で補います。

【主な事業】

施策	主な事業		
市町村の介護保険運	• 介護保険財政安定化基金運営事業		
営に対する支援	• 保険者支援事業		
低所得者の介護保険	 介護保険料軽減事業 		
料軽減への支援	• 介證休候科程/或事未		
低所得の利用者等の	• 介護サービス利用者負担軽減事業		
介護サービス利用料			
軽減への支援	• 介護給付費負担金交付事業		

指標名		目標		
3日1示 7 0	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(令和5年度)
(参考指標)社会福祉法人等による利				
用者負担額軽減制度の実施法人数(法	183	184	-	増加
人)				

第4節 介護給付適正化の推進

「第5期長野県介護給付適正化計画」を兼ねています。

現状と課題

- 介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過 不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果と しての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼感と制度の持続可能性を高めていくものです。
- 介護給付の適正化を図るためには、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、サービス利用者への「介護給付費通知」の主要5事業の取組や長野県国民健康保険団体連合会で行う審査支払いの結果から得られる給付実績等の情報を活用し、不適正・不正な給付(事業所)を発見する「給付実績の活用」が効果的とされています。
- 令和2年度(2020年度)における主要5事業の実施率は、「要介護認定の適正化」と「縦覧点検・ 医療情報との突合」は100%となっていますが、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「介護 給付費通知」はそれぞれ82.5%、90.5%、52.4%となっています。また、令和元年度(2019年 度)の「給付実績の活用」による不適正な給付の発見により、5市町村において、約400万円の過 誤申立がありました。
- 介護保険制度の信頼感を高め、制度を持続可能なものとしていくためには、市町村が保険者機能を 発揮し、介護給付の適正化に自主的、主体的に取り組むことが求められています。

【施策の方向性】

◆市町村支援

- 市町村が策定する介護給付適正化計画に位置付けられた介護給付に係る適正化事業の実施の促進を 図ります。
- 長野県国民健康保険団体連合会や長野県介護支援専門員協会と連携して、国保連合会介護給付適正 化システム活用研修会、ケアプランの点検の実施等を支援します。
- 適正化事業の実施率の向上を図るだけではなく、実施している事業の具体的な内容にも着目し、介護給付適正化に係る研修会等を行いながら、各事業の改善に取り組みます。

【王な爭美】

施策	主な事業
	• 国保連合会介護給付適正化システムに係る研修
	• ケアプラン点検アドバイザー派遣事業
市町村支援	• 地域支援事業
	• ケアプラン点検推進研修
	• ケアプラン点検アドバイザー養成研修事業

指標名	現状			目標			
1日1示-12	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
要介護認定の適正化(%)	100	100	100	100	100	100	
ケアプランの点検(%)	71.4	84.1	82.5	93.7	93.7	96.8	
住宅改修等の点検(%)	87.3	87.3	90.5	95.2	95.2	95.2	
縦覧点検・医療情報との突 合(%)	100	100	100	100	100	100	
介護給付費通知(%)	42.9	47.6	52.4	63.5	63.5	63.5	
給付実績の活用(%)	49.2	52.4	52.4	69.8	69.8	71.4	